

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ）

項目名	持続的な食料システムの確立に向けた農業と食品産業の連携強化等の促進に係る税制上の所要の措置									
税目	所得税、法人税、登録免許税									
要望の内容	<p>我が国の農業生産及び食料輸入をめぐる状況が厳しさを増し、また、国内外において環境負荷低減等への配慮意識が高まるなど、国内外の経済社会情勢が大きく変化する中、将来にわたり国民に対して食料を持続的に供給していくためには、食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の重要な担い手である食品産業の事業者が、農業との安定的な取引関係の確立、環境負荷低減等の取組、事業再編等による流通の合理化など、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進することにより、持続的な食料システムの確立や農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地の集積・集約化）の確立を図ることが不可欠である。</p> <p>このため、食料システムの持続性確保のための法制度（計画認定制度）の創設を前提に、以下の税制上の特例を設ける。</p> <p>① 食品産業の事業者が計画の認定を受けた場合、当該計画が経営力向上計画の認定要件を満たすものであったときは、その認定を受けたものとみなし、中小企業経営強化税制の適用を措置。</p> <p>また、このうち農業者と連携して計画の認定を受けた中小企業に対し、中小企業経営強化税制の上乗せ措置を創設。</p> <p>② 現行の農業経営基盤強化準備金制度の対象となっている者が、食品産業の事業者と連携して計画の認定を受けた場合、対象資産として、農業と食品産業の連携強化を図るための設備を追加。</p> <p>③ 食品産業の事業者が計画の認定を受けた場合、当該計画が産業競争力強化法に基づく事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画のうち生産工程効率化等設備に係るもの）、事業再編計画の認定要件を満たすものであったときは、その計画の認定を受けたものとみなし、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、事業再編に係る登記の税率軽減の適用を措置。</p>									
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円								
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）								
（改正増減収額）	（	— 百万円）								

(1) 政策目的

国内外の経済社会情勢が大きく変化する中、我が国の食品産業の事業者が、国産農林水産物の主要な仕向け先として農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たし、製造から販売にいたる食料供給の主要な担い手であることに鑑み、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進するための措置を講ずることにより、持続的な食料システムの確立を図るとともに、農業者との安定的な取引関係による農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地集積・集約化）を確立することによって、農林漁業及び食品産業の持続的な発展に資することを目的としている。

(2) 施策の必要性

国内の農業者の減少・高齢化や、耕作放棄地の増加による農地の減少が著しく進展しているとともに、近年の異常気象や、家畜の伝染性疾病・病害虫の発生頻度の増加が、特定の地域での農産物の生産を不安定化させているなど、我が国の農業生産をめぐる状況は厳しく、また、世界的な人口増加等に伴う食料需要の増加や気候変動等による主要産地の生産の不安定化を背景として、中長期的に世界の食料の輸入競争が激化するなど、我が国の食料輸入をめぐる状況も厳しさを増す中、食品産業の事業者がこれまでと同様に原材料を安定的に確保することが困難となるおそれがある。

また、国内外において環境負荷低減等への配慮意識が高まる中、環境負荷低減等に関する規制の導入やステークホルダーからの要望等が増加しており、これらの課題への対応を行わなかった場合に事業継続上のリスクが増大するなど、我が国の食品産業の持続的な事業展開等に支障をきたすおそれがある。

さらに、食品産業の大宗が中小零細企業であり、また、労働集約型の産業であることにより他産業と比較して欠員率が高いなど、事業基盤が脆弱であると考えられることから、事業基盤の強化に当たっては、事業再編等による流通の合理化を図り、経費削減や新需要の開拓等を促進する必要がある。

こうした中、今般の「食料・農業・農村基本法」（令和6年5月29日成立）の改正において、「食料システム」が明記され、食品産業の事業者がその関係者として明確に位置付けられるとともに、食品産業の健全な発展に向けて、「農業との連携の推進」、「流通の合理化」に加え、「環境への負荷の低減」等が新たに位置付けられたところであり、また、経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）においても、食料安全保障の強化に向けた農林水産業・食品産業の生産基盤の強化が盛り込まれたところである。

国民に対して食料を持続的に供給していくためには、食料システムの重要な担い手である食品産業の事業者が、原材料の調達先の確保と食品製造施設等の新設等により農業者との安定的な取引関係の確立を図ることや、温室効果ガスの削減に資する設備投資など環境負荷低減につながる事業活動の推進を図ること、また、事業再編等により流通の合理化を図ることなど、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進することにより、持続的な食料システムの確立を図るとともに、農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地集積・集約化）を確立することが不可欠である。

このため、食品産業の事業者と農業者の連携強化を促進する設備投資や、環境負荷低減に資する設備投資、事業再編に係る登記に対する税制上の特例を設けることにより、これらの取組を促進する必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【大目標】 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】 1. 食料の安定供給の確保 2. 農業の持続的な発展</p> <p>【政策分野】 1(1)新たな価値の創出による需要の開拓 1(2)グローバルマーケットの戦略的な開拓 1(3)消費者と食・農とのつながりの深化 1(5)総合的な食料安全保障の確立 2(7)農地集積・集約化と農地の確保</p>
		政策の達成目標	原材料の調達先の確保と食品製造施設等の新設により農業者との安定的な取引関係の確立を図ることや、温室効果ガスの削減に資する設備投資など環境負荷低減につながる事業活動の推進を図ること、また、事業再編等により流通の合理化を図ることなど、食品等の持続的な供給に資する事業活動を促進するための措置を講ずることにより、持続的な食料システムの確立や、農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地集積・集約化）の確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展に資することを目的としている。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	認定を受けた事業計画に従い、食品産業の事業者と農業者の連携強化を促進する設備投資や、環境負荷低減に資する設備投資、事業再編に係る登記に対する税制上の特例を設けることは、食品産業の事業者や当該事業者と連携する農業者の資金繰りを緩和させる効果があるため、原材料調達の安定化、温室効果ガスの削減、経営力向上・事業再構築につながり、ひいては食品等の持続的な供給に資する事業活動の促進に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。
		相当性	当該要望項目以外の税制上の措置

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>①地域の持続的な食料システム確立推進支援事業 (令和7年度当初概算要求：310百万円)</p> <p>②サステナビリティ課題解決支援事業 (令和7年度当初概算要求：102百万円)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>上記事業は、地域の食品企業と農林漁業者等が連携した新しい事業や産地との連携モデル等を支援し、また、環境負荷低減等の課題に対する、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等の取組を促進するものである。税制上の措置を講ずることで、予算措置と相まって、食品産業の事業者と農業者の連携強化や環境負荷低減等の取組を促進し、政策目的の達成に資するものとなる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p> <p>税制上の特例措置については、食品産業の事業者と農業者の連携強化を促進する設備投資や、環境負荷低減に資する設備投資、事業再編の促進を促すための事業計画を国が認定した場合に限り、適用することとしており、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p> <p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p> <p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> <p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p> <p>—</p>	<p>—</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省経営局経営政策課）

項目名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	<p>〈制度の概要〉</p> <p>① 青色申告を行う認定農業者等が、農業経営改善計画等に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>② 当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合、当該年（事業年度）分の事業所得（所得）に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費（損金）に算入することができる。</p>		
	<p>〈要望の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期限（R7.3.31）の2年延長</li> <li>・農業と食品産業の連携強化を図るための設備の追加 等</li> </ul>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円 （▲12,100 百万円） （－ 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ持続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担い、安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することが重要である。

このためには、意欲と能力のある農業者が、将来にわたって農業を継続し、農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の経営発展に取り組める環境を整備すること等により、競争力のある経営体を育成・確保することが重要である。

このため、認定農業者等の担い手に対し、本特例措置を講じることにより、農業経営の基盤強化を図るための農業用固定資産等への計画的な投資を促進し、競争力のある担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速化する。

(2) 施策の必要性

我が国において、高齢化・人口減少が本格化し、農業者の減少や耕作放棄地の拡大等により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、国民への食料の安定供給の確保等を図る上で、生産基盤である農地について、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが、待ったなしの課題となっている。

このため、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づき、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、農地の集約化等を進めているところである。

これにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していく観点から、認定農業者等の担い手への農地の集積を加速するとともに、将来にわたり地域の農地を適切に維持・活用する多様な経営体により、農用地の効率的かつ総合的な利用が図られるよう取組を推進しているところでもある。

本特例措置は、地域の話合いにおいて農地の中心的な受け手となることが期待される認定農業者等を対象に、計画的な農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の取組を促進するため、用途制限のない経営所得安定対策等の交付金を経営基盤の強化（農用地、農業用機械等の取得）に活用されるよう誘導するものであり、改正法に基づく取組を円滑に推進する上で不可欠な施策となっており、本特例を一体的に措置することにより、地域の話合いを通じた担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。

また、「食料・農業・農村基本法」（令和6年5月29日成立）において、「農業との連携の推進」が明記されており、農業者にとっては販路の拡大先である食品産業事業者と、食品産業事業者にとっては原材料の調達先である農業者が安定的な取引関係の確立を図ることで、持続的な食料システムの確立を図るとともに、農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地集積・集約化）を確立することが不可欠となっているところである。

さらに、準備金制度活用者の利便性の向上を図る観点から、電子媒体の証明書を写しとして確定申告書に添付できるよう、所要の措置を講じる必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 農地集積・集約化と農地の確保</p>
		政策の達成目標	食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月5日施行）に伴い、本年度中に食料・農業・農村基本計画の改正を行うこととしており、担い手への農地集積目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月5日施行）に伴い、本年度中に食料・農業・農村基本計画の改正を行うこととしており、担い手への農地集積目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。
		政策目標の達成状況	担い手が利用する農地面積の割合：60.4%（令和5年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>（令和7年度見込み） 対象者数 89,941 経営体（個人 67,233 法人 22,708） 適用者数 14,218 経営体（個人 7,946 法人 6,272）</p>
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	担い手の農業経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要する。このため、本特例措置により、その投資額を蓄積し、認定農業者等の計画的な規模拡大等を促すことにより、担い手への農地利用の集積及び農業経営の安定化に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>（7年度要求） 経営所得安定対策等 5,465 億円</p> <p>（6年度） 5,425 億円</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	我が国の生産条件と諸外国の生産条件の格差から生ずる不利を補正すること等を目的とした経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた担い手が、農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、当該交付金を準備金として積み立てる場合や、積み立てた準備金を取り崩して対象資産を取得する場合に、特例措置を講じるものである。

		要望の措置の妥当性	本特例措置は、担い手の主体的な経営判断により、用途制限のない交付金を農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等経営発展のために計画的に投資することを支援するものであり、農業生産の基盤整備を推進する上で極めて有効な手法である。																																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>適用件数</th> <th>減税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>94,110人</td> <td>14,469件</td> <td>14,924百万円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>73,157人</td> <td>8,489件</td> <td>6,968百万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>20,952人</td> <td>5,980件</td> <td>7,056百万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>92,483人</td> <td>14,079件 (14,631)</td> <td>14,784百万円 (14,499)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>71,529人</td> <td>7,740件 (8,428)</td> <td>6,429百万円 (6,769)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>21,376人</td> <td>6,339件 (6,203)</td> <td>8,354百万円 (7,730)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>91,380人</td> <td>14,290件 (14,631)</td> <td>16,581百万円 (14,499)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>69,347人</td> <td>8,102件 (8,428)</td> <td>7,604百万円 (6,769)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>22,032人</td> <td>6,188件 (6,203)</td> <td>8,976百万円 (7,730)</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度の適用件数については、前回要望時の見込件数に比べ97.7%、令和5年度の減税額については、前回要望時の見込額に比べ114.4%であり、前回要望時の見込みとほぼ同等の適用件数、減税額となっている。</p>		対象者数	適用件数	減税額	令和3年度	94,110人	14,469件	14,924百万円	個人	73,157人	8,489件	6,968百万円	法人	20,952人	5,980件	7,056百万円	令和4年度	92,483人	14,079件 (14,631)	14,784百万円 (14,499)	個人	71,529人	7,740件 (8,428)	6,429百万円 (6,769)	法人	21,376人	6,339件 (6,203)	8,354百万円 (7,730)	令和5年度	91,380人	14,290件 (14,631)	16,581百万円 (14,499)	個人	69,347人	8,102件 (8,428)	7,604百万円 (6,769)	法人	22,032人	6,188件 (6,203)	8,976百万円 (7,730)
		対象者数	適用件数	減税額																																							
	令和3年度	94,110人	14,469件	14,924百万円																																							
	個人	73,157人	8,489件	6,968百万円																																							
	法人	20,952人	5,980件	7,056百万円																																							
令和4年度	92,483人	14,079件 (14,631)	14,784百万円 (14,499)																																								
個人	71,529人	7,740件 (8,428)	6,429百万円 (6,769)																																								
法人	21,376人	6,339件 (6,203)	8,354百万円 (7,730)																																								
令和5年度	91,380人	14,290件 (14,631)	16,581百万円 (14,499)																																								
個人	69,347人	8,102件 (8,428)	7,604百万円 (6,769)																																								
法人	22,032人	6,188件 (6,203)	8,976百万円 (7,730)																																								
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用総額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(第24条の2、第61条の2)</td> <td>3,056</td> <td>24,725,120千円</td> </tr> <tr> <td>(第24条の3、第61条の3)</td> <td>2,072</td> <td>17,346,731千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年度適用実態調査</p>		(適用件数)	(適用総額)	(第24条の2、第61条の2)	3,056	24,725,120千円	(第24条の3、第61条の3)	2,072	17,346,731千円																																
	(適用件数)	(適用総額)																																									
(第24条の2、第61条の2)	3,056	24,725,120千円																																									
(第24条の3、第61条の3)	2,072	17,346,731千円																																									
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>令和5年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は以下のとおりとなっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 農用地</td> <td>取得計画面積</td> <td>2,272 (ha)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>2,229 (ha)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>98.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 農業用機械等</td> <td>取得計画台数</td> <td>4,947 台</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>4,913 台</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>99.3%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 農用地	取得計画面積	2,272 (ha)	A	取得実績	2,229 (ha)	B	達成率 (B/A)	98.1%		② 農業用機械等	取得計画台数	4,947 台	A	取得実績	4,913 台	B	達成率 (B/A)	99.3%																						
① 農用地	取得計画面積	2,272 (ha)		A																																							
	取得実績	2,229 (ha)		B																																							
	達成率 (B/A)	98.1%																																									
② 農業用機械等	取得計画台数	4,947 台	A																																								
	取得実績	4,913 台	B																																								
	達成率 (B/A)	99.3%																																									
	前回要望時の達成目標	令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とする。																																									
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	担い手が利用する農地面積の割合は、60.4%と目標に到達しておらず、今後も改正基盤法に基づく取組を強力に推進するとともに、税制措置や予算措置等あらゆる手段を活用し、担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。																																									
	これまでの要望経緯	<p>平成19年度 創設</p> <p>平成21年度 延長(2年)、拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産法人以外の特定農業法人を対象に追加</li> <li>・特別障害者に該当する場合の引継措置の創設</li> </ul> <p>平成22年度 拡充、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別所得補償制度実証事業交付金を追加</li> <li>・特定農業団体及びこれに準じる組織を対象から除外</li> </ul> <p>平成23年度 延長(2年)、対象交付金の見直し</p> <p>平成25年度 延長(2年)、対象交付金の名称変更</p>																																									



	<p>平成 26 年度 対象交付金の見直し</p> <p>平成 27 年度 延長（2 年）、拡充、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定新規就農者（個人）を対象に追加</li> <li>・対象資産の追加（農業用の建物、器具・備品等）</li> <li>・環境保全型農業直接支援対策交付金を除外</li> <li>・農業生産法人以外の特定農業法人を対象から除外</li> </ul> <p>平成 28 年度 対象交付金の見直し等</p> <p>平成 29 年度 延長（1 年）</p> <p>平成 30 年度 延長（2 年）、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米の直接支払交付金を除外</li> <li>・農地所有適格法人である特定農業法人を対象から除外</li> </ul> <p>令和 2 年度 延長（1 年）</p> <p>令和 3 年度 延長（2 年）、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加</li> <li>・所得基準額の構成の見直し</li> </ul> <p>令和 4 年度 対象者要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備</li> </ul> <p>令和 5 年度 延長（2 年）、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定農業用機械等のうち取得価額が 30 万円未満の資産を除外</li> </ul>
--	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

農林水産省 経営局 協同組織課  
 林野庁 経営課  
 水産庁 水産経営課

項目名	農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の本則化等		
税目	法人税		
要望の内容	<p>&lt;制度の概要&gt;</p> <p>(原則)</p> <p>適格合併となる共同事業合併の要件は、以下の①から④までとされており、これらを全て満たせば適格合併とされ、資産等の簿価による引継ぎが認められる。</p> <p>① 被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連</p> <p>② (イ) 売上金額、従業者数等の規模のいずれかが概ね5倍を超えない 又は (ロ) 被合併法人と合併法人のそれぞれの役員が合併法人の役員となる</p> <p>③ 被合併法人の従業者の8割以上が合併法人に従事</p> <p>④ 被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること</p> <p>(特例)</p> <p>農業協同組合等の合併については、協同組合の特性を踏まえ、上記②の要件を満たさなくても他の要件を満たせば、共同事業合併として適格合併と認められることとされている。</p> <p>&lt;要望の内容&gt;</p> <p>協同組合の特性を有する農業協同組合等が行う合併その他の組織再編成が適格組織再編成と認められる場合の要件について、上記①、③及び④とすること等を法人税法本則上で措置。</p> <p>法人税法本則上に措置できない場合は、現行措置の適用期限を延長。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	( —	百万円)
	(改正増減収額)	( —	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 農業協同組合等が、農業者等の所得向上に向けた経済活動を積極的に行う上において、効率的・安定的な事業運営及び経営の健全性・持続性が確保された組織になること。</p> <p>(2) 施策の必要性 農業協同組合等が農業者等の所得向上に向けた経済活動を積極的に行う上において、合併による組織再編成は、効率的・安定的な事業運営及び健全で持続可能な経営を可能とするための有力な手段であり、今後も相当数の合併が見込まれている。 農業協同組合等の適格合併の要件については、経営規模の差が大きい農業協同組合等が参加する合併が行われる場合もあること等を踏まえ、これまで、租税特別措置法による時限措置として措置され、延長されてきたところである。 一方、協同組合の特性を踏まえれば、農業協同組合等の事業は合併後においても継続されるものであり、実際、当該時限措置の創設によって適格合併の趣旨を否定するような事案は生じていないところである。 このことを踏まえ、協同組合の特性を有する農業協同組合等の適格組織再編成の要件については、法人税法本則において適用期限のない恒久的な措置（本則化）として講ずる必要がある。</p>			
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2－⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉔ 漁村の活性化の推進</p>
			政策の達成目標	農業協同組合等が、農業者等の所得向上に向けた経済活動を積極的に行う上において、効率的・安定的な事業運営及び経営の健全性・持続性が確保された組織になること。
			租税特別措置の適用又は延長期間	法人税法本則において恒久的な措置とする。
		同上の期間中の達成目標	—	

	政策目標の達成状況	—																
有効性	要望の措置の適用見込み	—																
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>合併その他の組織再編成の前後において課税関係を生じさせないことは、組織再編成を円滑に進める上で不可欠である。</p> <p>本要望は、適格合併その他の適格組織再編成の要件について、協同組合の特性を踏まえた措置として講じるものであり、また、課税の繰延べを求めるものであることから税制措置によることが妥当である。</p>																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(農業協同組合関係) (単位：件、百万円)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被合併組合数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減 税 額</td> <td>986</td> <td>861</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	被合併組合数	9	9	1	適用件数	2	3	1	減 税 額	986	861	11
		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
		被合併組合数	9	9	1													
		適用件数	2	3	1													
		減 税 額	986	861	11													
(森林組合関係) (単位：件、百万円)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被合併組合数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減 税 額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	被合併組合数	4	5	5	適用件数	0	0	0	減 税 額	0	0	0		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
被合併組合数	4	5	5															
適用件数	0	0	0															
減 税 額	0	0	0															

		(漁業協同組合関係) (単位：件、百万円)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被合併組合数</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>適 用 件 数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減 税 額</td> <td>0</td> <td>128</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	被合併組合数	9	11	17	適 用 件 数	0	1	1	減 税 額	0	128	37
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
被合併組合数	9	11	17															
適 用 件 数	0	1	1															
減 税 額	0	128	37															
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>(農業協同組合関係)</p> <p>農協の合併等により、農業者が事業利用を通じて負担することとなる農協の事業管理費が削減され組織運営コストの低減が図られている。また、農協の財務基盤が強化され、信用事業を行うほぼ全ての農協で自己資本比率8%以上が維持されている。</p> <p>(森林組合関係)</p> <p>平成26年度から令和5年度までに24件の合併が実現し、7件が本特例措置による適格合併に該当しており、件数は少ないものの、減税額の実績は1件当たり8百万円と大きく、広域合併においては有効な手段である。</p> <p>(漁業協同組合関係)</p> <p>漁協の合併等により、漁業者が事業利用を通じて負担することとなる漁協の事業管理費が削減され組織運営コストの低減が図られている。</p> <p>漁協の合併件数と合併参加漁協数については、昭和42年度から平成12年度までの年平均が9件、29組合であるのに対し、本特例措置創設(平成13年度)から令和5年度までの年平均は11件、48組合となっており、合併の円滑化が図られている。</p>																
	前回要望時の達成目標	<p>(農業協同組合関係)</p> <p>農協の合併により農業者への経営支援機能を効率的に発揮できるようにするとの観点から、事業利用等を通じて組合員が負担する組織運営コストである農協の事業管理費を令和元事業年度(15,830億円)対比で削減することを目標とする。</p> <p>また、経営支援機能を安定的に提供していくためには、経営の健全性の確保が欠かせないことから、組合員資本10億円未満農協(令和元事業年度末26農協)の減少、信用事業を行う農協について自己資本比率8%以上の維持を目標とする。</p>																

		<p>(森林組合関係)</p> <p>森林組合の合併による経営基盤及び組織基盤の強化</p> <p>(漁業協同組合関係)</p> <p>漁協の合併推進による漁協の経営健全化及び基盤強化</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(農業協同組合関係)</p> <p>令和4年4月から令和6年3月の間、13件、48農協が参加して合併が行われ、農協数が562（令和3年度期末：全中会員ベース）から527（令和（令和5年度期末：JA全中会員ベース）となるとともに、事業管理費についても令和元事業年度末15,830億円から令和4事業年度14,867億円へと減少している。</p> <p>また、組合員資本10億円未満の農協は令和元事業年度26農協から令和4事業年度13農協へと減少するとともに、令和4事業年度は信用事業を行う農協の自己資本比率8%以上を維持している。</p> <p>(森林組合関係)</p> <p>平成19年4月（森林組合同士の合併について要件緩和）から令和5年3月までの間に77件の合併（合併参加組合数213組合）があり、組合数は763組合から602組合となっている。</p> <p>役職員の合併後の処遇の問題や支所のあり方等の合併後の体制・組合運営問題、地元市町村との関係などの理由により、合併計画が遅れている組合があるが、全国森林組合連合会をはじめとした系統の指導等により、関係者が一体となり合併の推進に努めているところである。</p> <p>(漁業協同組合関係)</p> <p>前回要望時（令和3年3月末）の漁協数は881であり、今回の要望時（令和6年3月末）までに14件（参加組合数37組合）の合併があり、漁協数は852組合となっている。</p> <p>合併後の体制・組合運営問題等により合併計画が遅れている組合があるが、全国漁業協同組合連合会をはじめとした系統の指導等により、関係者が一体となり合併の推進に努めているところである。</p> <p>今後も農協等の合併は相当数が見込まれるところであり、従前と同要件の措置を法人税法本則において恒久的に講ずる必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成13年度に新設要望。以降、合併対象範囲等の見直しをしつつ、3年毎に延長。</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省経営局金融調整課）

項目名	アグリビジネス投資育成株式会社の農業法人への出資制限の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	法人税		
要望の内容	<p><b>【措置の概要】</b>                  研究開発税制や中小企業投資促進税制等の適用対象となる中小企業者については、その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人は除外されている。（措令27の4⑰）</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、農業法人の経営基盤強化を図る観点から、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第3条第1項の承認を受けた株式会社（アグリビジネス投資育成株式会社）による農業法人への出資制限を見直すことを検討している。</p> <p>この見直しを前提に、研究開発税制や中小企業投資促進税制等の適用対象となる中小企業者の判定において、上記大規模法人からアグリビジネス投資育成株式会社を除外することを要望する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— ( — ( —	百万円 百万円 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

農業法人はそのほぼすべてが中小規模の経営体であり、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。

このため、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づき、農業法人の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に資金供給を行い、継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営の継続と安定及び農産物の安定供給を確保することが必要不可欠。

今般の農業法人の経営基盤強化のための省令改正に伴い、アグリビジネス投資育成株式会社が、総議決権の50%を超えて出資することが可能となることにより、農業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る事業活動に対し資金供給を行うことは、農業者の経営の継続と安定及び農産物の安定供給を確保することに寄与することが目的。

(2) 施策の必要性

アグリビジネス投資育成株式会社が農業法人へ総議決権の50%を超えて出資する場合、現状では中小企業者とみなされず、中小企業経営強化税制等の中小企業税制の対象とならない。アグリビジネス投資育成株式会社による出資の効果を最大限に活かすためには、アグリビジネス投資育成株式会社を租税特別措置法上その大規模法人の適用外とする措置が必要不可欠。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

第27条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることに鑑み、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に従事する者の経営管理能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実の促進その他必要な施策を講ずるものとする。



今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 2 農業の持続的な発展 ≪政策分野≫ ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
		政策の達成目標	農業法人の健全な成長発展を図るために、アグリビジネス投資育成株式会社からの出資を受けることにより自己資本の充実を促進し経営基盤強化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度 1件 令和8年度 1件 令和9年度 1件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	アグリビジネス投資育成株式会社を租税特別措置法上の大規模法人の適用外とする措置を講じることにより、アグリビジネス投資育成株式会社に農業法人への出資が促進され、農業法人の自己資本の充実が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	設備投資などに伴う農業者の資金調達的手段は一般的に融資と出資であるが、自己資本となる出資で調達した方が財務は安定するため、アグリビジネス投資育成株式会社の出資による農業法人の自己資本の充実を推進している。農業法人の自己資本の充実を図りつつ、高性能な農業機械の導入等による経営改善を促進し、経営の継続と安定及び農産物の安定供給を図るためには、アグリビジネス投資育成株式会社から総議決権の50%を超えて出資を受けた場合でも、引き続き、税制措置により設備投資等を支援することが政策手段として妥当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	—		

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

農林水産省 経営局 農地政策課  
林野庁 企画課

項目名	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の拡充		
税目	贈与税、相続税		
要望の内容	<p>&lt;制度の概要&gt;</p> <p>農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受ける受贈者又は農業相続人（以下「受贈者等」という。）が、納税猶予の適用を受ける農地等（以下「特例農地等」という。）について自ら営農することが困難な状態となった場合や、山林についての相続税の納税猶予の適用を受ける林業経営相続人が、納税猶予の適用を受ける山林（以下「特例山林」という。）について自ら林業経営を行うことが困難となった場合において、特例農地等について貸付け（以下「営農困難時貸付け」という。）や特例山林について林業経営相続人の推定相続人への経営委託（以下「経営困難時委託」という。）を行い、税務署にその旨の届出書を提出した場合、納税猶予が継続する。</p> <p>&lt;要望の内容&gt;</p> <p>受贈者等が営農困難時貸付けを行うことができる事由及び林業経営相続人が経営困難時委託を行うことができる事由に「介護医療院への入所」を追加する。</p>		
		平年度の減収見込額	▲18.8百万円
		（制度自体の減収額）	（▲47,000百万円）
		（改正増減収額）	（－百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>＜農地＞ 農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>＜山林＞ 森林の有する多面的機能の発揮 林業の持続的かつ健全な発展</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>農地の贈与税・相続税の納税猶予制度及び山林の相続税の納税猶予制度は、受贈者等が長期にわたり自ら営農を継続することや、林業経営相続人が長期にわたり自ら林業経営を継続することを前提としているが、疾病等の故障により途中で営農や林業経営を継続できなくなる事態が想定される。</p> <p>その場合に納税猶予を打ち切るとは必ずしも農地の有効利用や森林施業の集約化等に繋がらないことから、平成 21 年度税制改正において農地の営農困難時貸付けを、平成 29 年税制改正において山林の経営困難時委託を特例として創設。</p> <p>平成 25 年に告示を制定し、営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由に一定の故障（障害・事由）を追加するとともに、平成 29 年度に山林でも経営困難時委託の適用を受けることができる事由に関する告示を制定。</p> <p>平成 30 年に創設された「介護医療院」は、これら告示に規定していた事由の一つである「介護療養型医療施設（への入所）」の移行施設であり、介護療養型医療施設病床の約 75%が介護医療院病床に移行していることから、納税猶予制度を適切に運用するためにも、告示改正を行い、「介護医療院への入所」を規定することが必要。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
	政策の達成目標	<p>優良農地の確保と有効利用 森林施業の集約化等</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置																																									
	同上の期間中の達成目標	(農地) 営農が困難な障害の状態となった受贈者等の負担軽減を図るとともに、その保有する特例農地等の有効利用を図る。 (山林) 経営が困難な障害の状態となった林業経営相続人の負担軽減を図るとともに、その保有する特例山林の施業の集約化等を図る。																																									
	政策目標の達成状況	—																																									
有効性	要望の措置の適用見込み	(農地) (単位：人、㎡、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和7年末</th> <th colspan="2">令和8年末</th> </tr> <tr> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象人数</td> <td>13</td> <td>1,358</td> <td>13</td> <td>1,358</td> </tr> <tr> <td>適用人数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用面積</td> <td>2,300</td> <td>1,000</td> <td>2,300</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>590</td> <td>7,635</td> <td>590</td> <td>7,635</td> </tr> </tbody> </table> (山林) (単位：人、件、千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年末</th> <th>令和8年末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用範囲</td> <td>146</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>10,633</td> <td>10,633</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年末		令和8年末		贈与税	相続税	贈与税	相続税	対象人数	13	1,358	13	1,358	適用人数	1	1	1	1	適用面積	2,300	1,000	2,300	1,000	減収額	590	7,635	590	7,635		令和7年末	令和8年末	適用範囲	146	146	適用件数	1	1	減税額	10,633	10,633
		令和7年末		令和8年末																																							
贈与税		相続税	贈与税	相続税																																							
対象人数	13	1,358	13	1,358																																							
適用人数	1	1	1	1																																							
適用面積	2,300	1,000	2,300	1,000																																							
減収額	590	7,635	590	7,635																																							
	令和7年末	令和8年末																																									
適用範囲	146	146																																									
適用件数	1	1																																									
減税額	10,633	10,633																																									
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	障害等のため、営農が困難となった受贈者等の保有する特例農地等について貸付けを行った場合や、林業経営相続人の保有する特例山林について推定相続人に経営委託を行った場合においても、贈与税又は相続税の納税猶予が継続されることによって、受贈者等及び林業経営相続人の負担軽減並びに農地等の有効利用や森林施業の集約化等が図られる。																																										
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																																									
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																									
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																									

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は、農地の有効利用の確保や、森林施業の集約化等に資するものであり、法令・告示に規定された障害等の基準を満たす場合に限り適用されるものであり、政策目的を達成する手段としての的確であり、かつ、必要最小限の措置であるといえる。</p> <p>なお、本措置は、税制特例が打ち切りとなる場合の例外措置として講じられるものであり、税制以外に、比較が可能となる政策の手段は存在しないところ。</p> <p>また、本措置については、障害等となった者に対する救済措置として、適用数のいかに関わらず存置することが必要。</p>																																																									
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(農地)</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、㎡、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年末</th> <th colspan="2">令和3年末</th> <th colspan="2">令和4年末</th> </tr> <tr> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> <th>贈与税</th> <th>相続税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象人数</td> <td>9</td> <td>1,363</td> <td>17</td> <td>1,375</td> <td>14</td> <td>1,337</td> </tr> <tr> <td>適用人数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>適用面積</td> <td>3,800</td> <td>2,500</td> <td>0</td> <td>600</td> <td>3,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>442</td> <td>17,451</td> <td>0</td> <td>4,275</td> <td>739</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(山林)</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、件、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用範囲</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年末		令和3年末		令和4年末		贈与税	相続税	贈与税	相続税	贈与税	相続税	対象人数	9	1,363	17	1,375	14	1,337	適用人数	1	2	0	1	1	0	適用面積	3,800	2,500	0	600	3,000	0	減収額	442	17,451	0	4,275	739	0		R2年度	R3年度	R4年度	適用範囲	1	1	1	適用件数	0	0	0	減税額	0	0	0
		令和2年末			令和3年末		令和4年末																																																					
		贈与税	相続税	贈与税	相続税	贈与税	相続税																																																					
	対象人数	9	1,363	17	1,375	14	1,337																																																					
適用人数	1	2	0	1	1	0																																																						
適用面積	3,800	2,500	0	600	3,000	0																																																						
減収額	442	17,451	0	4,275	739	0																																																						
	R2年度	R3年度	R4年度																																																									
適用範囲	1	1	1																																																									
適用件数	0	0	0																																																									
減税額	0	0	0																																																									
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p style="text-align: center;">—</p>																																																										
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>(農地)</p> <p>令和4年末において、障害等のため営農が困難となった受贈者1名の保有する農地 3,000 ㎡について貸付けが行われ、農地の有効利用が図られた。</p> <p>(山林)</p> <p>現時点では適用がなされてはいないが、適用された場合には、林業経営相続人の負担軽減並びに森林施業の集約化等が図られるものとする。</p>																																																										
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p style="text-align: center;">—</p>																																																										
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p style="text-align: center;">—</p>																																																										

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 12 年度 借換特例を措置。</p> <p>平成 17 年度 猶予期限の確定事由に「耕作の放棄」の追加等。</p> <p>平成 21 年度 農地制度の改正趣旨を踏まえ、相続税の納税猶予制度について、市街化区域外に限り特定貸付けの特例を創設 贈与税及び相続税の納税猶予について、営農困難時貸付けの特例等を措置</p> <p>平成 24 年度 農地集積を加速化等するため、贈与税の納税猶予制度について特定貸付けの特例を創設 山林における納税猶予制度の創設</p> <p>平成 25 年度 営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由に一定の故障（障害・事由）を追加</p> <p>平成 29 年度 山林における納税猶予について、経営困難時に推定相続人に経営委託できる特例等を措置</p>
-----------------------	--

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局金融調整課）

（林野庁林政部企画課）

（水産庁漁政部水産経営課）

項 目 名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の延長 (①農業信用基金協会、②(独)農林漁業信用基金、③漁業信用基金協会)		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>農業信用基金協会、(独)農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会(以下「農業信用基金協会等」という。)が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置(本則4/1000→特例1.5/1000)の適用期限の2年延長</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	( — 百万円)
		(改正増減収額)	( — 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農業信用基金協会等は、信用力の脆弱な農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、農林漁業経営の改善に資することを目的としている。</p> <p>この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、農林漁業者に過度の負担を与えることなく資金の円滑な融通を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月31日閣議決定)等において、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を図るため「認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、出資や融資、税制などの支援を重点的に実施する」等と記されており、農業信用基金協会等の債務保証は、農林漁業者の脆弱な信用力を補完し、農林漁業経営の展開に必要な資金を円滑に融通する政策手段であり、農林漁業の健全な発展に大きく貢献するものである。</p> <p>農業信用基金協会等の保証を受ける際に担保設定を行う農林漁業者に対し、登録免許税の軽減措置を講ずることは、保証を受ける際の初期の費用負担を軽減することとなり、資金融通の円滑化を推進するため必要不可欠である。</p>		



今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>2 農業の持続的な発展</p> <p>5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>2－⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p> <p>5－⑳林産物の供給及び利用の確保</p> <p>6－㉓水産業の成長産業化の実現</p>																														
		政策の達成目標	農林漁業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、数値目標の設定はなじまないものの、引き続き本制度を措置することにより、「食料・農業・農村基本計画」等に掲げる目標の実現に着実に寄与していく。																														
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年3月31日まで（2年間）																														
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。																														
		政策目標の達成状況	<p>農林漁業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、数値目標の設定はなじまないが、農業信用基金協会等の債務保証の引受実績は以下のとおり。</p> <p>・農業信用基金協会の債務保証の引受実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,640億円</td> <td>11,436億円</td> <td>12,318億円</td> <td>11,521億円</td> <td>10,674億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・（独）農林漁業信用基金の債務保証の引受実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>317億円</td> <td>294億円</td> <td>208億円</td> <td>161億円</td> <td>136億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・漁業信用保証協会の債務保証の引受実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>762億円</td> <td>947億円</td> <td>708億円</td> <td>605億円</td> <td>572億円</td> </tr> </tbody> </table>	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	10,640億円	11,436億円	12,318億円	11,521億円	10,674億円	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	317億円	294億円	208億円	161億円	136億円	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	762億円	947億円	708億円	605億円	572億円
R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																													
10,640億円	11,436億円	12,318億円	11,521億円	10,674億円																													
R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																													
317億円	294億円	208億円	161億円	136億円																													
R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																													
762億円	947億円	708億円	605億円	572億円																													
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>農業信用基金協会等における本特例措置の適用見込みは以下のとおり。</p> <p>令和6年度以降適用事業者見込み数：137,292件</p> <p>令和6年度以降適用減税額見込み：807百万円</p>																															

	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	農林漁業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農林漁業者の資金融通の円滑化が図られ、農林漁業経営の改善に貢献している。																
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>債務保証を受けようとする農林漁業者の負担を軽減する本措置は、農林漁業者への融資を通じて、農林漁業者の創意工夫による経営努力を促進させるものであり、補助等の他の措置に比べて有効な手段である。</p> <p>農林漁業者の信用力の脆弱さは、①経営が自然条件に大きく左右される、②収益率が低く、融資の償還に長期間を要する、③農地等担保の処分が特殊である等、農林漁業の特性に起因する。本措置は、このような、経営努力等により克服することが困難な農林漁業者の条件不利を軽減するものであり、引き続き本特例措置が必要である。</p>																
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>農業信用基金協会等における本特例措置の適用実績は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>137,687人</td> <td>126,842人 (144,502人)</td> <td>126,391人 (144,502人)</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>13,040件</td> <td>10,502件 (11,148件)</td> <td>8,287件 (11,148件)</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>961百万円</td> <td>804百万円 (672百万円)</td> <td>651百万円 (672百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内の数値は、前回要望の見込み。</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対象者数	137,687人	126,842人 (144,502人)	126,391人 (144,502人)	適用件数	13,040件	10,502件 (11,148件)	8,287件 (11,148件)	減税額	961百万円	804百万円 (672百万円)	651百万円 (672百万円)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度														
	対象者数	137,687人	126,842人 (144,502人)	126,391人 (144,502人)														
適用件数	13,040件	10,502件 (11,148件)	8,287件 (11,148件)															
減税額	961百万円	804百万円 (672百万円)	651百万円 (672百万円)															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	農林漁業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農林漁業者の資金融通の円滑化が図られ、農林漁業経営の改善に寄与している。																	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>本措置の性格上、達成目標は示していない。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本措置の性格上、達成目標は示していない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 48 年に創設、以降 2 年ごとに適用期限を延長 (平成 23 年に軽減税率が 1/1000 から 1.5/1000 に変更)</p>	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 経営局 農地政策課）

項目名	農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴う税制上の所要の措置		
税目	複数税目		
要望の内容	<p>農業経営基盤強化促進法の一部改正により農業経営発展計画制度を創設し、当該制度を活用する農地所有適格法人の議決権要件を緩和する特例措置を設けることに伴い、税制上の所要の措置（本特例措置を活用する農地所有適格法人についても、引き続き、これまで農地所有適格法人に適用されていた税制上の措置の対象とすること）を講ずる。</p>		
	平年度の減収見込額	－ 百万円	
	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	
	（改正増減収額）	（ － 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

農地を適正かつ効率的に利用する者による農地の利用の促進

(2) 施策の必要性

近年、我が国の食料及び農業をめぐっては、国際情勢の変化等により世界の食料需給が変動する中で、国内の農地面積の減少並びに農業従事者の減少及び高齢化が進行していることなどから、将来にわたる国民への食料の安定供給の確保のための対策を講ずることが急務となっている。

このため、国内の農業生産の基盤である農地を確保し、その有効な利用を図る観点から、農地関連制度において、確保すべき農用地の面積目標の達成に向けた措置の強化、農地の不適切な転用の防止と適正かつ効率的な利用の確保、地域において人と農地の受け皿となる法人経営の経営基盤の強化による農地の有効利用の促進等の措置を講ずることとし、本年6月に「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したところ。

農地を所有できる農地所有適格法人については、人と農地の受け皿として重要であるが、借入金比率が高いなどその経営基盤は弱く、自己資本の充実を図るため増資を行おうとすると、農業者の出資割合が過半を占める必要があるため、農業者の負担が大きいことが課題となっている。

このため、本法案のうち、農業経営基盤強化促進法の一部改正においては、農地所有適格法人による経営発展に関する計画（農業経営発展計画）を大臣が認定する仕組みを設けた上で、その経営基盤の強化を図るため、農業関係者以外の者の議決権割合を1/2未満から2/3未満まで緩和する特例措置を講ずることとしたところ。

農地所有適格法人が本特例措置を適用するためには、

- ・ 認定農業者として5年以上農業経営を行っていたこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置付けられていること
- ・ 農地の権利移転・転用、取締役の選解任を特別決議の対象とすることで、農業の根幹となる農地の処分、業務を執行する取締役の体制変更について農業関係者の同意を必要とすること

等の要件を満たす必要があること、また、農業経営発展計画の認定を受けた後もその実施状況や農地の権利移転・転用を国が監督することにより、農業関係者の決定権や農地の農業上の利用の確保を図るものとしていることから、本特例措置を適用しても農地所有適格法人の性質が変わるものではない。

このことから、今後、本特例措置を適用する農地所有適格法人についても、引き続き、これまで農地所有適格法人に適用されていた税制上の措置の対象とする必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農村振興局土地改良企画課）

項目名	土地改良制度の見直しに伴う税制上の所要の措置											
税目	複数税目											
要望の内容	<p>人口減少下における農業用インフラの保全管理を進めるため、令和7年中の国会提出を視野に土地改良法の見直しを検討しているところ。                  土地改良区等は、土地改良事業を実施することを目的として設立された公共法人であり、その事業の公共性・公益性の高さから、各税法において税制上の優遇措置が講じられている。                  今般検討中の法改正後においても、土地改良区等が行う事業の公共性・公益性の高さは変わらないことから、法改正を前提に税制上の優遇措置の継続を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="900 808 1503 981"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的                  改正食料・農業・農村基本法においては、農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じることとされたところ。                  これを踏まえ、「食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方（第7回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）」等に基づき、人口減少下における農業用インフラの保全管理を進めるため、令和7年中の国会提出を視野に土地改良法の見直しを検討している。</p> <p>(2) 施策の必要性                  気候変動による災害リスクの増大、施設の老朽化の進行や農村人口の減少等に的確に対応できるよう、土地改良法の見直しを行い、農業用インフラの保全管理を進めるため必要な措置を講ずる必要がある。</p>											



今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省 農産局 園芸作物課）

項目名	2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置										
税目	所得税、法人税										
要望の内容	国際園芸博に係る活動に関して課税されないようにするなど、公式の参加者等による円滑な準備・開催のために国税に関して必要な措置を講じる。										
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">－</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（－</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（－</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（－	百万円）	（改正増減収額）	（－	百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円									
（制度自体の減収額）	（－	百万円）									
（改正増減収額）	（－	百万円）									
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国際園芸博の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国及び参加者に便宜を図ることが求められている。</p> <p>公式の参加者等のコストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることによって、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現できるように体制を整える。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際園芸博の開催は、GX、グリーンインフラ、みどりの食料システム戦略等の我が国の取組を具体的に提示し、気候変動対策、生物多様性の保全といった国際社会の共通課題解決の取組を先導するために重要なプロジェクトである。</p> <p>国際園芸博の開催に際しては、博覧会準備期間及び会期中において国際園芸博への出展を行う多くの外国の法人及び個人の来日が予想される。</p> <p>博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）からの要請に基づき、国際園芸博の円滑な準備及び開催を支援するため、公式の参加者等について、国際園芸博に係る活動に関して課税されないようにするなどの措置を講じる必要がある。</p>										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 1-② グローバルマーケットの戦略的な開拓 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化</p>
		政策の達成目標	公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	公式の参加者等の参加コストに大きな影響を与える税制面について措置を講じることで、公式の参加者等の公平性を担保し、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実現することが可能となることが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置（法人住民税、個人住民税、事業税、事業所税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税、国有資産等所在市町村交付金、自動車税、軽自動車税）を要望。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	BIE の要請に基づき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、国際園芸博の円滑な準備及び開催を実施するため、公式の参加者等に対して所要の措置を講じることが適当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—

令和7年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ）

項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
税目	所得税		
要望の内容	<p>「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。</li> <li>2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。</li> <li>3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。</li> </ol>		
	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>▲7,860 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）</p>	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることで経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することで、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大すること。
租税特別措置の適用又は延長期間			恒久措置とすること。
同上の期間中の達成目標			政策の達成目標と同じ。
政策目標の達成状況		—	
あり	要望の措置の	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。	

	適用見込み		
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	<p>投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：94万口座（日本証券業協会調べ）</li> <li>・株式取引：1,531万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）</li> </ul>	
	相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の 要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等 と要望項目との関係	—
要望の措置の 妥当性		予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である	
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措置の適用に よる効果 (手段としての 有効性)	—	
	前回要望時の 達成目標	—	



	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成17年度からの継続要望。</p>	

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省経営局協同組織課）

項目名	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し	
税目	所得税、法人税、消費税	
要望の内容	<p>社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人及びオープン病院事業法人（以下「社会医療法人等」という。）は、税制上の優遇措置を受けることから、公的な運営を担保する要件が課されており、その中の一つに「全収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」とする要件（以下「収入要件」という。）がある。</p> <p>この収入要件について、社会医療法人等が開設する医療機関が医療政策上必要な医療を提供することで国や自治体等から受け取る補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」に「医療保健業に係る補助金等（施設整備等に係る補助金は除く。）」を加えることとするほか、法人が行う医療保健業に係る非営利性を確保する観点から「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動にかかるものに限る。）」とする等の見直しを行う。</p> <p>厚生農業協同組合連合会（33 法人）も同様に収入要件があることから、社会医療法人等の見直しと同様の見直しを行う。</p> <p>&lt;関係条文&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（厚生労働省農林水産省告示）一</li> </ul>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 ( — 百万円) ( — 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、法人認定等の継続に支障を来さないようにするとともに、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保することで、地域における必要な医療提供体制を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地域医療は、社会医療法人等が開設する医療機関を含め、各医療機関の機能分担と連携により支えているものであり、地域における必要な医療提供体制を確保するためには、社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、収入要件の充足に影響しないようにする必要がある。</p> <p>また、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保するために、「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動に係るものに限る。）」とする。</p> <p>厚生農業協同組合連合会に係る収入要件についても、統一的な基準になるよう社会医療法人等の見直しと同様に見直す必要がある。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			—
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況			—
有効性		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省経営局協同組織課）

項目名	生命保険料控除制度の拡充											
税目	所得税											
要望の内容	<p>「令和6年度税制改正大綱（令和5年12月14日 自由民主党・公明党）」において「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」として示された内容で措置すること。</p> <p>（※）令和6年度税制改正大綱【抜粋】          生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずること。</p> <table border="1" data-bbox="901 824 1489 994"> <tr> <td data-bbox="901 824 1228 880">平年度の減収見込額</td> <td colspan="2" data-bbox="1228 824 1489 880">精査中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 880 1228 936">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1228 880 1300 936">（</td> <td data-bbox="1300 880 1489 936">－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 936 1228 994">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1228 936 1300 994">（</td> <td data-bbox="1300 936 1489 994">－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	精査中		（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の減収見込額	精査中											
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）										
（改正増減収額）	（	－ 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的          生命保険料控除制度の拡充により、子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備し、生活の安定を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性          少子高齢化が進展し、全世代対応型の持続的な社会保障制度の構築に向けた見直しの検討が進められる中、社会保障制度を補完する自助の仕組みである私的保障の果たす役割はますます重要なものとなっている。</p> <p>こうした状況下において、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険（生命共済）の遺族補償としての役割が高まっており、子どもを扶養する世帯の生活の安定を図る観点から、私的保障により、子どもの教育費用や万一の場合の遺族の生活費に備えられるよう、自助のための環境を整備することが必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] 2 農業の持続的な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>[政策分野] ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 ⑳ 漁村の活性化の推進</p>
		政策の達成目標	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>農業 約10万人 令和3年～5年の全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）における一般生命保険料控除対象者数平均（約185万人）のうち、納税世帯の見込み人数（約48万人）を全共連が行った「令和5年 組合員意識調査」による23歳未満の子どもを持つ世帯の比率（21.0%）で按分）</p> <p>漁業 約3.1万人 「R5年度国民生活基礎調査」より、18歳未満の子どもを持つ世帯の状況18.1%に全国共済水産業協同組合（以下「共水連」という。）の保有契約データを使用して算出した増加率を乗じた22.8%を23歳未満の子どもを持つ世帯の比率として、令和2年～4年の全国共済水産業協同組合連合会における一般生命保険料控除対象者数平均（約13.9万人）に乗じて算出。</p>
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	子どもを扶養する世帯における自助のための環境を整備することにより、生活の安定に資することとなる見込み。

	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																																					
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																					
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																					
		要望の措置の妥当性	<p>生命保険（生命共済）については、全世代において必要と考える保障額に加入保障額が達しておらず、特に子どもを扶養する世帯が多い 20～40 歳代においてその乖離が大きい状況にある<sup>(※)</sup>。</p> <p>このため、今後も、自助による生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。</p> <p>本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、子どもを扶養する世帯の生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。</p> <p>(※) 必要と考える保障額と加入保障額（性別・年代別平均額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">男性</th> <th colspan="2">女性</th> </tr> <tr> <th>必要と考える保障額</th> <th>加入保障額</th> <th>必要と考える保障額</th> <th>加入保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>2,247 万円</td> <td>1,373 万円</td> <td>1,145 万円</td> <td>647 万円</td> </tr> <tr> <td>20 歳代</td> <td>1,732 万円</td> <td>1,001 万円</td> <td>1,683 万円</td> <td>751 万円</td> </tr> <tr> <td>30 歳代</td> <td>3,789 万円</td> <td>2,065 万円</td> <td>1,364 万円</td> <td>768 万円</td> </tr> <tr> <td>40 歳代</td> <td>3,057 万円</td> <td>1,883 万円</td> <td>1,462 万円</td> <td>807 万円</td> </tr> <tr> <td>50 歳代</td> <td>2,177 万円</td> <td>1,629 万円</td> <td>1,027 万円</td> <td>737 万円</td> </tr> <tr> <td>60 歳代</td> <td>1,814 万円</td> <td>1,071 万円</td> <td>1,022 万円</td> <td>507 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：生命保険文化センター「令和 4 年度 生活保障に関する調査」)</p>		男性		女性		必要と考える保障額	加入保障額	必要と考える保障額	加入保障額	全体	2,247 万円	1,373 万円	1,145 万円	647 万円	20 歳代	1,732 万円	1,001 万円	1,683 万円	751 万円	30 歳代	3,789 万円	2,065 万円	1,364 万円	768 万円	40 歳代	3,057 万円	1,883 万円	1,462 万円	807 万円	50 歳代	2,177 万円	1,629 万円	1,027 万円	737 万円	60 歳代	1,814 万円	1,071 万円
	男性		女性																																					
	必要と考える保障額	加入保障額	必要と考える保障額	加入保障額																																				
全体	2,247 万円	1,373 万円	1,145 万円	647 万円																																				
20 歳代	1,732 万円	1,001 万円	1,683 万円	751 万円																																				
30 歳代	3,789 万円	2,065 万円	1,364 万円	768 万円																																				
40 歳代	3,057 万円	1,883 万円	1,462 万円	807 万円																																				
50 歳代	2,177 万円	1,629 万円	1,027 万円	737 万円																																				
60 歳代	1,814 万円	1,071 万円	1,022 万円	507 万円																																				
事項 これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する	租税特別措置の適用実績	農業 令和 5 年度共済加入人数 188 万人、控除適用人数 48 万人 漁業 令和 5 年度共済加入人数 27 万人、控除適用人数 13 万人																																						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																						

租税特別措置の適用による効果  
(手段としての有効性)

生命保険文化センターが実施した「令和4年度 生活保障に関する調査」によれば、回答者の約5割弱が、生命保険料控除制度が拡充された場合、「保障の充実に影響あり」と回答<sup>(※1)</sup>しており、さらに、年代別に見ると、男女とも子どもを扶養する世帯の多い20～50歳代で約6割前後となっている<sup>(※2)</sup>。

このため、制度の拡充によって生命保険（生命共済）への加入に係るインセンティブが高まることが予想され、今後の加入率の増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効と考える。

(※1) 生命保険料控除制度が拡充された場合の考え方（全体）

	全体
保障の充実に影響あり	48.2%
追加加入、見直しにより保障を充実させる	8.8%
保障の充実を検討する	23.3%
将来、保障を充実させる際の励みになる	16.2%
何とも思わない	37.0%
わからない	14.8%

(出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」)

(※2) 生命保険料控除制度が拡充された場合の考え方（性別・年代別）

	男性			女性		
	保障の充実に影響あり	何とも思わない	わからない	保障の充実に影響あり	何とも思わない	わからない
全体	49.4%	37.1%	13.5%	47.3%	36.8%	15.9%
20歳代	55.7%	19.6%	24.7%	57.6%	20.0%	22.4%
30歳代	64.7%	23.3%	12.0%	61.2%	24.3%	14.5%
40歳代	63.7%	25.3%	10.9%	63.5%	24.5%	12.0%
50歳代	59.5%	30.2%	10.3%	56.1%	32.3%	11.6%
60歳代	41.0%	50.0%	9.0%	36.8%	48.3%	14.9%

(出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」)

前回要望時の達成目標

—

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

—



これまでの 要望経緯	—
---------------	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

農林水産省 農産局 技術普及課  
 畜産局 企画課  
 林野庁 経営課  
 水産庁 水産経営課

項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長（①農林漁業者関係）		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	<p><b>【措置の概要】</b>                  中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円や1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  適用期限を2年延長する。                  中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－精査中－百万円 (▲89,200百万円) ( ー 百万円)

(1) 政策目的

中小規模の農林漁業者がほぼ全体である農林漁業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農林漁業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。

このため、中小企業等経営強化法に基づき、特定経営力向上設備と位置づけられる高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を促進し、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することが目的。

(2) 施策の必要性

本特例措置は、平成 29 年 3 月 31 日で終了した生産性向上設備投資促進税制の枠組みを継承したものであり、経営力の向上につながる高性能な農林漁業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者を広く支援するものである。中小規模の農林漁業者にとって経営力の向上につながる生産性の向上は引き続き促進していくべき重要な課題であり、本特例措置は、農林漁業の生産性向上等を通じた農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給のためには必要不可欠。

農林漁業は中小規模の事業者がほぼ全体であり、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。

このため、中小規模の農林漁業者が、機械等の導入を円滑に進め、経営力の向上につながる生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして、経営力向上計画に基づく農林漁業機械等の取得の際に初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。

また、食料安全保障や国土強靱化が国家的な課題である状況で、それらに資する農林漁業者による前向きな取組を支援するためにも必要不可欠。

さらに、令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024（骨太の方針）」においても、「農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障」として、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策に向けた指針が位置づけられている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）

第 2 章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱に位置付けるとともに農業の持続的な発展や農村の振興を図るため、基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、2024 年度中に基本計画を改定し、施策を充実・強化するとともに、それを確実に進めるための体制を確保し、農林水産業の収益力向上の実現を通じた所得の向上を図る。

食料安全保障の強化に向け、食料自給率その他の新たな目標設定や農林水産業・食品産業の生産基盤の強化とともに、安定的な輸入と備蓄を確保しつつ、水田の汎用化・畑地化を含め輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大等の構造転換を推進する。食料供給基盤強化も念頭に海外需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進する。

(略)

農業の持続的な発展に向け、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化や土地改良事業、サービス事業体の育成・活動の

	<p>促進とともに、農地の総量確保と適正・有効利用や食品産業と連携した農業法人の経営基盤強化、スマート技術の開発と生産方式の転換や実装加速化、経営安定対策、家畜疾病対策、女性活躍等を進めるほか、人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について次期通常国会提出を目指す。農村の振興に向け、中山間地域等の農地保全や粗放的利用対策、農村関係人口の増加に資する地域産業振興、農福連携、鳥獣対策、棚田地域の振興等を進める。</p> <p>森林の循環利用ができる経営体育成と集約化等を促進する法制度の次期通常国会提出を目指す。林道等基盤整備や再造林、国産材転換、木材利用拡大、花粉症対策等を進める。</p> <p>着実な水産資源管理と操業形態の転換、養殖業の成長産業化、漁業者の人材育成・経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の全国的な展開等を進める。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉔ 漁村の活性化の推進</p>
<p>政策の達成目標</p>	<p>(農業) 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和6年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：85,556円（令和5年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 （160万円以上の国内向け高性能農業機械出荷額 79,516百万円×販売農家のうち青色申告を行っている農業経営体者の割合 0.39843）÷青色申告を行っている農業経営体 370千経営体＝85,556円 高性能の農業機械とは、本特例措置の対象と想定されるトラクター（50馬力以上）、田植機（6条以上）、コンバイン（4条以上）、スピードスプレヤーとする。</p> <p>(林業) 過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：1,563千円（令和4年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 高性能林業機械出荷額 9,127百万円÷過去1年間に素材生産を行った経営体数 5,839（※）＝1,563千円</p>		

			<p>なお、ここでいう高性能林業機械とは、本特例措置の対象として林業機械化協会から生産性向上要件証明書が発行されている機種（フォワーダ（林内作業車含む）、フェラーバンチャ等）とする。 ※ 農林水産省「2020年農林業センサス」参照</p> <p>（水産業） 令和6年度の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額（令和5年度実績値の平均25,330円）を基準値とし、これを維持すること。 ※ 上記基準値の算出根拠は以下のとおり。 生産性向上要件証明書発行総額 1,554,200千円（※1）÷経営体数（※2）61,360=25,330円 ※1：令和5年度 生産性向上要件証明書発行総額 ※2：農林水産省「令和4年度漁業構造動態調査結果」参照</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	<p>（農業） 前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：71,245円（令和3年度実績値・推計値）」を基準値とし、これを維持すること」であり、令和5年度実績は、85,556円であった。このように、本特例措置は高性能農業機械等の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する高性能農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。</p> <p>（林業） 前回の目標は「過去1年間に素材生産を行った1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：527千円（令和2年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること」であり、一昨年1年間に素材生産を行った1経営体あたりの高性能林業機械取得額の値は992千円※（令和4年度実績値・推計値）であることから、成果を上げている。（昨年のデータは集計中のため、一昨年のもを使用） ※本数値の推計に用いる調査の項目が令和3年から変更されている。このため、本数値は令和2年当時の項目にあわせて推計した一方、「政策の達成目標」は、現行の項目による推計をしており、差が生じている。</p> <p>（水産業） 前回の目標は、「過去1年間の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械所得額（令和2年度実績値の平均25,014円）を基準値としこれを維持すること」であり、令和5年度実績は、25,330円であった。本特例措置は漁業機械等を導入する水産業者に対して一定の効果がある。生産性の向上に資する高性能漁業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を講じる必要がある。</p>

		要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数(台)</td> <td>20,782</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>1,659</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>1,111</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和7年度 (見込)	対象数(台)	20,782	適用件数(件)	1,659	減税見込額(百万円)	1,111
			区分	令和7年度 (見込)							
対象数(台)	20,782										
適用件数(件)	1,659										
減税見込額(百万円)	1,111										
<p>※適用見込みについては、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>											
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と即時償却の選択適用を可能としており、これにより、農林漁業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画認定を受けるためには、国の指針に基づいた経営力の向上を図るための設備投資を通じた取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、農林漁業者の資金繰りにメリット(資金繰りやキャッシュフローの改善)を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農林漁業者の設備投資を支援するが、対象設備に一定金額以上のものに範囲を限定するとともに、生産性の向上に係る要件を併せて付すること等により、生産性向上やコスト低減に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。</p>									
		当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の税制として、「中小企業投資促進税制」があり、農林漁業者の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資について、対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるとされている。</p>								
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(関連する措置)</p> <p>(農業)</p> <p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用効率化等支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ</li> </ul> <p style="text-align: right;">1,521百万円の内数</p> <p>(林業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業・木材産業循環成長対策のうち高性能林業機械等の導入</li> </ul> <p style="text-align: right;">6,410百万円の内数</p> <p>(水産業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜の活力再生・成長促進交付金</li> </ul> <p style="text-align: right;">6,452百万円の内数</p>									

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者に限られる上記予算措置では不十分であり、高性能な農林漁業機械等への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置については、農林漁業者が経営力の向上のための設備投資を図り、生産性の向上を実現できるようにしていくために、今後も経営力向上計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、農業においては、水稲、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右され、林業においては、傾斜、土壌、樹種や林業事業者の規模、資金状況等により同様の影響を受けるため、また水産業においても、漁獲・加工対象魚種の資源状況や事業者の資金状況等により同様の影響を受けるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】</p> <p>令和2年度 2,581件          令和3年度 2,339件          令和4年度 2,026件          令和5年度 1,659件</p> <p>【減収額】</p> <p>令和2年度 1,221百万円          令和3年度 1,135百万円          令和4年度 1,168百万円          令和5年度 1,111百万円</p> <p>※適用実績については、本特例措置の要件である団体による証明書の発行実績及び減税対象機械等の出荷額・導入台数等から減税見込額を算出している。</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の12の4          ② 適用件数：（特別償却）14,973件の内数          （税額控除）7,596件の内数          ③ 適用額：（特別償却）5,005億円の内数          （税額控除）120億円の内数          （令和4年度適用状況の適用業種全体の総数であること。）</p> <p>農林漁業者の適用実績については、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	生産性向上をもたらす高性能な農林漁業機械等は初期投資額が大きいいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農林漁業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農林漁業の生産性向上に大きく寄与する。
	前回要望時の達成目標	<p>(農業) 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：71,245円(令和3年度実績値・推計値)を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(林業) 過去1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：527千円(令和2年度実績推計値)を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(水産業) 過去1年間の漁業経営体1経営体当たりの高性能漁業機械取得額(令和2年度実績値の平均25,014円)を基準値とし、これを維持すること。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(農業・林業・水産業) 目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。
これまでの要望経緯	<p>平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成29年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間は平成31年3月末まで)</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長(適用期間は令和3年3月末まで)</p> <p>令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p> <p>令和3年度 修正ROA等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長(適用期間は令和5年3月末まで)</p> <p>令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外</p>	



令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省新事業・食品産業部企画グループ）

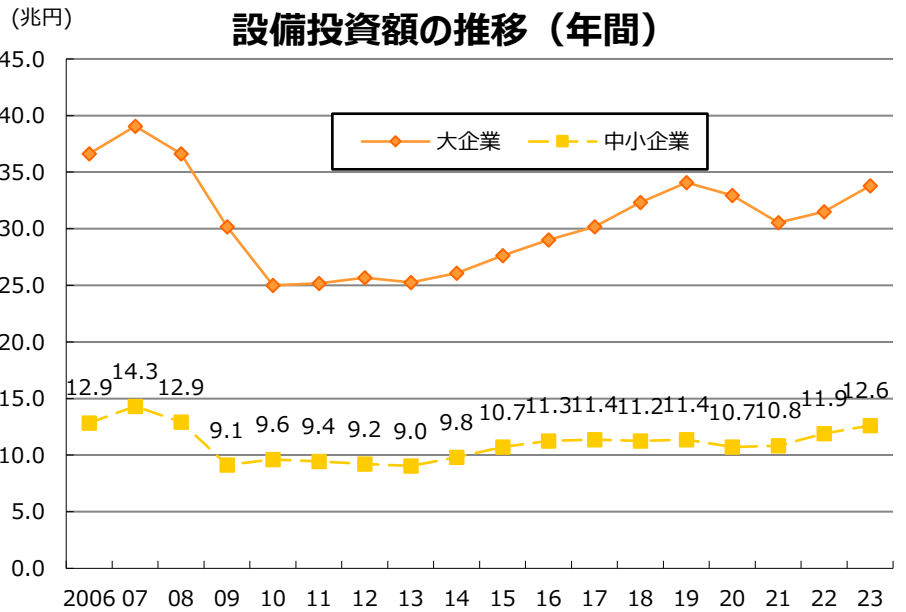
項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充及び延長（②食品企業者関係）								
税目	所得税 法人税								
要望の内容	<p>&lt;制度の概要&gt; 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円や1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。</p> <p>&lt;要望の内容&gt; 適用期限を2年延長する。 中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="901 833 1487 1003"> <tr> <td data-bbox="901 833 1228 891">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1228 833 1487 891">（精査中）百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 891 1228 949">（制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1228 891 1487 949">（▲89,200百万円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 949 1228 1003">（改正増減収額）</td> <td data-bbox="1228 949 1487 1003">（ ー百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	（精査中）百万円	（制度自体の減収額）	（▲89,200百万円）	（改正増減収額）	（ ー百万円）
平年度の減収見込額	（精査中）百万円								
（制度自体の減収額）	（▲89,200百万円）								
（改正増減収額）	（ ー百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促し、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、100億企業を目指す中小企業に対する上乗せ措置の創設等を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 新たな価値の創設による需要の開拓</p>																																								
		政策の達成目標	<p>我が国の生産性は国際的に見ても極めて低い水準にある。今後、就業者の減少が見込まれる日本にとって、国際競争力維持のため、中小企業の実産性向上は喫緊の課題であることから、中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>労働生産性を2020年度比で5%向上</p>																																								
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）																																								
		同上の期間中の達成目標	労働生産性を2020年度比で5%向上																																								
		政策目標の達成状況	<p>令和5年度における中小企業者等の労働生産性は2020年度比で4.4%向上となっている。</p> <p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p> <p style="text-align: center;"><b>中小企業の労働生産性の推移</b></p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>労働生産性 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2003年</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2004年</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2005年</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2006年</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2007年</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2008年</td><td>5.3</td></tr> <tr><td>2009年</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2010年</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2011年</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2012年</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2013年</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2014年</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>2015年</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>2016年</td><td>5.7</td></tr> <tr><td>2017年</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>2018年</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>2019年</td><td>5.5</td></tr> <tr><td>2020年</td><td>5.2</td></tr> <tr><td>2021年</td><td>5.4</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>5.43</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典) 財務省「法人企業統計」より財務課集計  ※中小企業=資本金1億円未満として集計  ※労働生産性=付加価値(当期末)÷期中平均従業員数(当期末)  ※付加価値(当期末)=人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益</p>	年	労働生産性 (百万円)	2003年	5.4	2004年	5.2	2005年	5.3	2006年	5.4	2007年	5.2	2008年	5.3	2009年	5.4	2010年	5.5	2011年	5.4	2012年	5.5	2013年	5.6	2014年	5.7	2015年	5.8	2016年	5.7	2017年	5.8	2018年	5.6	2019年	5.5	2020年	5.2	2021年	5.4
年	労働生産性 (百万円)																																										
2003年	5.4																																										
2004年	5.2																																										
2005年	5.3																																										
2006年	5.4																																										
2007年	5.2																																										
2008年	5.3																																										
2009年	5.4																																										
2010年	5.5																																										
2011年	5.4																																										
2012年	5.5																																										
2013年	5.6																																										
2014年	5.7																																										
2015年	5.8																																										
2016年	5.7																																										
2017年	5.8																																										
2018年	5.6																																										
2019年	5.5																																										
2020年	5.2																																										
2021年	5.4																																										
2022年	5.43																																										

	有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和7年度 22,434件 令和8年度 22,389件 ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(ファイナンス・リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり(令和6年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を促進するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。また、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるとされている。</p>
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く促進するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用件数】          令和2年度：23,079件          令和3年度：23,919件          令和4年度：22,569件</p> <p>【減収額】          令和2年度：768億円          令和3年度：914億円          令和4年度：892億円</p>
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第42条の12の4、第68条の15の5          適用件数：（特別償却）14,973件                    （税額控除）7,596件          適用額：（特別償却）5,005億円                    （税額控除）120億円          ※令和4年度の適用状況</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。</p> <p>※公表ページ          総務省ホームページ          租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf</a></p> <p>同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。</p> <p>このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を検証する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和5年度における中小企業者等の設備投資は13兆円となっている。</p> <p>令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響により、経済は大きく落ち込み、設備投資も減少したが、現在は回復期で好転の兆しもある。</p>	

一方で、人手不足、物価高・価格転嫁の影響により、中小企業の業況については先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向も不安定な状況にある。



資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (年)

(注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

これまでの  
要望経緯

平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設  
(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長)

平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組  
し、中小企業経営強化税制として新設  
(適用期間は平成 31 年 3 月末まで)

令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化  
を行った上で延長  
(適用期間は令和 3 年 3 月末まで)

令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営  
力向上設備等の対象にテレワーク等のために行  
う設備投資を追加

令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投  
資の追加等を行った上で、延長  
(適用期間は令和 5 年 3 月末まで)

令和 5 年度 2 年間の延長 (令和 7 年 3 月末までの適用期間の  
延長)、対象資産からコインランドリー業又は  
暗号資産マイニング業 (主要な事業であるもの  
を除く) の用に供する機械装置でその管理のお  
おむね全部を他の者に委託するものを除外

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

農林水産省 農産局 技術普及課  
 畜産局 企画課  
 林野庁 林政部 経営課  
 水産庁 漁政部 水産経営課

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（①農林漁業者等関係）		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p><b>【措置の概要】</b>                  一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  適用期限を2年延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (▲46,300百万円) ( -百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

農林漁業者及び協同組合等（以下「農林漁業者等」とする。）は中小規模の事業者がほとんどであり、農林水産物の安定供給を確保するためにも、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠である。また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化にも繋がる。

このため、生産性の向上に資する農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を加速させ、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者等の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することを目的とする。

(2) 施策の必要性

農林漁業は中小企業の事業者がほぼ全体を占めており、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがちである。

こうした農林漁業者等が、農林漁業機械等の導入を円滑に進め、農林漁業の生産性向上を図るには、投資インセンティブとして農林漁業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図ることが重要である。

本特例措置は、農林漁業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者等を広く支援するものであり、農林漁業の生産性向上等を通じた農林漁業者等の経営安定及び農林水産物の安定供給のために必要不可欠である。

さらに、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2024（骨太の方針）」においても、「農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障」として、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策に向けた指針が位置づけられている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱に位置付けるとともに農業の持続的な発展や農村の振興を図るため、基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、2024年度中に基本計画を改定し、施策を充実・強化するとともに、それを確実に進めるための体制を確保し、農林水産業の収益力向上の実現を通じた所得の向上を図る。

食料安全保障の強化に向け、食料自給率その他の新たな目標設定や農林水産業・食品産業の生産基盤の強化とともに、安定的な輸入と備蓄を確保しつつ、水田の汎用化・畑地化を含め輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大等の構造転換を推進する。食料供給基盤強化も念頭に海外需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進する。

(略)

農業の持続的な発展に向け、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化や土地改良事業、サービス事業体の育成・活動の促進とともに、農地の総量確保と適正・有効利用や食品産業と連携した農業法人の経営基盤強化、スマート技術の開発と生産方式の転換や実装加速化、経営安定対策、家畜疾病対策、女性活躍等を進めるほか、人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について次期通常国会提出を目指す。農村の振興に向け、中山間地域等の農地保全や粗放的利用対策、農村関係人口の増加に資する地域産業振興、農福連携、鳥獣対策、棚田地域の振興等を進める。

		<p>森林の循環利用ができる経営体育成と集約化等を促進する法制度の次期通常国会提出を目指す。林道等基盤整備や再造林、国産材転換、木材利用拡大、花粉症対策等を進める。</p> <p>着実な水産資源管理と操業形態の転換、養殖業の成長産業化、漁業者の人材育成・経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の全国的な展開等を進める。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5-⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 ㉑ 林産物の供給及び利用の確保 6-㉔ 漁村の活性化の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>(農業) 本措置の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和6年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く）の値：55,487円（令和5年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(林業) 本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。 〔令和12年の労働生産性〕 主伐11m<sup>3</sup>/人・日 間伐8m<sup>3</sup>/人・日</p> <p>(水産業) 本措置により、効率的かつ安定的な水産業のための体質強化を目標とする。 (令和7年度及び令和8年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：2,689百万円)</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和7年4月1日～令和9年3月31日まで（2年間）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>(農業) 政策の達成目標と同じ</p> <p>(林業) 主伐9m<sup>3</sup>/人・日 間伐6m<sup>3</sup>/人・日</p> <p>(水産業) 政策の達成目標と同じ</p>



		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>(農業)          前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：48,547円（令和3年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること」であり、令和5年度実績は55,487円であった。          このように、本特例措置は農業機械の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。</p> <p>(林業)          林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は長期的には上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で7m<sup>3</sup>/人・日程度、間伐で4m<sup>3</sup>/人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置や補助事業を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p> <p>(水産業)          前回の目標は、「令和5年度及び令和6年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：4,486百万円（本特例措置を受ける投資額（見込額）の割合（平均）：46.1%）」であった。          本特例措置を講じることにより、漁協等により約48～91億円の投資がなされ、水産業の体質強化に貢献している。          このように、本特例措置は水産関係機械等の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する水産関係機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。</p>																
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>		<p>(農業)</p> <table border="1" data-bbox="563 1288 1166 1514"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数(台)</td> <td>27,806</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>11,079</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>1,438</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく適用実態調査の結果に関する報告書では、農林水産業者全体の調査結果となっている。このため、農業機械の出荷額等から見込額等を算出している。</p> <p>(林業)</p> <table border="1" data-bbox="563 1771 1166 1998"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(組合)</td> <td>642</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難であること</p>	区分	令和7年度 (見込)	対象数(台)	27,806	適用件数(件)	11,079	減税見込額(百万円)	1,438	区分	令和7年度 (見込)	対象者数(組合)	642	適用件数(件)	66	減税見込額(百万円)	103
区分	令和7年度 (見込)																		
対象数(台)	27,806																		
適用件数(件)	11,079																		
減税見込額(百万円)	1,438																		
区分	令和7年度 (見込)																		
対象者数(組合)	642																		
適用件数(件)	66																		
減税見込額(百万円)	103																		

			<p>から、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に実施。</p> <p>(水産業)</p> <table border="1" data-bbox="563 288 1171 515"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(組合)</td> <td>1,897</td> </tr> <tr> <td>適用件数(組合)</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等を特定することが困難であることから、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施。</p>	区分	令和7年度 (見込)	対象者数(組合)	1,897	適用件数(組合)	38	減収額(百万円)	87
区分	令和7年度 (見込)										
対象者数(組合)	1,897										
適用件数(組合)	38										
減収額(百万円)	87										
		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、これにより、農林漁業者等は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。このことは、農林漁業者等の資金繰りやキャッシュフローの改善といったメリットを生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農林漁業者等の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件以上のものに限定するなど、生産性向上に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度設計がなされている。</p>								
		<p>当該要望項目 以外の税制 上の措置</p>	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p> <p>(関連する措置) (農業) 令和6年度 ・農地利用効率化等支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ 1,086百万円の内数</p> <p>(林業) 令和6年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち ・林業・木材産業循環成長対策 約64億円の内数 ・林業・木材産業金融対策 約4億円の内数</p> <p>(水産業) 令和6年度 浜の活力再生・成長促進交付金 約20億円の内数</p>								
<p>相 当 性</p>		<p>予算上の 措置等の 要求内容 及び金額</p>									

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>農林漁業者等による農林漁業機械等に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者等が限定される上記予算措置では不十分であり、設備投資額も非常に高額であることから、農林漁業機械等への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者等を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>農林漁業者等による農林漁業機械等に対する投資（機械化等投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者等を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当である。 また、本特例措置は農林業業者等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、農林漁業経営の効率化が図られる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(農業) 【適用件数】 令和2年度：9,178件 令和3年度：11,851件 令和4年度：10,918件 令和5年度：11,079件</p> <p>【減収額】 令和2年度：1,061百万円 令和3年度：1,324百万円 令和4年度：1,197百万円 令和5年度：1,438百万円</p> <p>本特例措置の対象機械等の出荷額等により減収見込額を算出。</p> <p>(林業) 【適用件数（組合）】 令和2年度：52件 令和3年度：65件 令和4年度：64件 令和5年度：68件</p> <p>【減収額】 令和2年度：74百万円 令和3年度：103百万円 令和4年度：108百万円 令和5年度：98百万円</p> <p>(水産業) 【適用件数（組合）】 令和2年度：32件 令和3年度：37件 令和4年度：47件 令和5年度：38件</p> <p>【減収額】 令和2年度：137百万円 令和3年度：132百万円 令和4年度：193百万円 令和5年度：87百万円</p>

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第42条の6  適用件数：（特別償却）21,339件の内数  （税額控除）29,254件の内数  適用額：（特別償却）1,814億円の内数  （税額控除）189億円の内数  （令和4年度適用状況の適用業種全体の総数であること。）</p> <p>（農業）  「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく適用実態調査結果に関する報告書では、農林水産業者全体の調査結果となっている。このため、農業機械の出荷額等から適用実績を算出している。</p> <p>（林業）  「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書では、森林組合等を特定することが困難であることから、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に実施し、「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律」に定められた適用実施調査について報告を行っている。</p> <p>（水産業）  適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等を特定することが困難であることから、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施。なお、同調査に基づき、「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律」に定められた適用実施調査について報告を行っている。</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>（農業）  生産性向上をもたらす農業機械等は初期投資額が大きいいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。</p> <p>（林業）  森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また、森林組合の素材生産量も H16：2,681 千m<sup>3</sup> から、H25：4,520 千m<sup>3</sup>、R4：6,701 千m<sup>3</sup>へと着実に拡大している。</p> <p>（水産業）  本特例措置により、漁協等による機械等に対する投資促進が図られ、水産業の体質強化に貢献している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（農業）  本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く）の値：48,547円（令和3年度実績（推定値））を基準値とし、これを維持すること。</p>

		<p>(林業) 本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。</p> <p>[令和12年の労働生産性] 主伐 11m<sup>3</sup>/人・日 間伐 8m<sup>3</sup>/人・日</p> <p>(水産業) 水産業の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業の育成</p> <p>(令和5年度及び令和6年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：4,486百万円(本特例措置を受ける投資額(見込額)の割合(平均)：46.1%) )</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(農業) 令和5年度の青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額(中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く)の実績値は55,487円で、目標を達成している。引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。</p> <p>(林業) 達成目標の実現状況であるが、素材生産の労働生産性については、令和4年度実績で所期の目標に対する達成度合は、主伐が6割程度、間伐が5割程度となっている。 生産性は傾斜や距離などの素材生産現場の条件によって影響を受けるが、森林組合等は森林の公益的機能の発揮等のため、効率性の悪い場所においても施業を行う必要があることから、目標を達成できていない要因の一つと考えられる。</p> <p>(水産業) 令和5年度及び令和6年度の2年間に漁協等が取得する機械等の実績見込みは2,689百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均)：14.9%)である。 目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)</p>

平成20年度	2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）
平成22年度	2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）
平成24年度	2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
平成26年度	3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）
平成29年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月迄の適用期間の延長）
平成31年度	2年間の延長（令和3年3月迄の適用期間の延長）
令和3年度	2年間の延長（令和5年3月迄の適用期間の延長）
令和5年度	2年間の延長（令和7年3月迄の適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数500トン以上の内航船舶にあつては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。

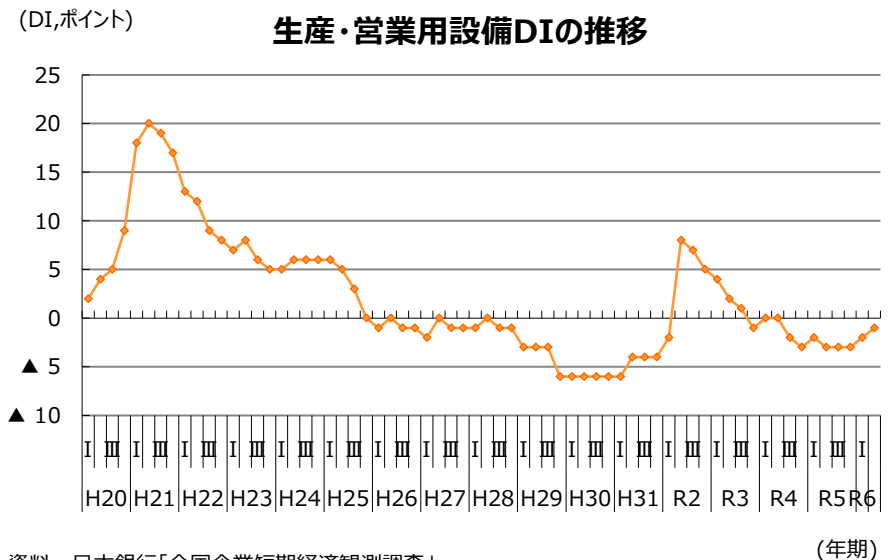
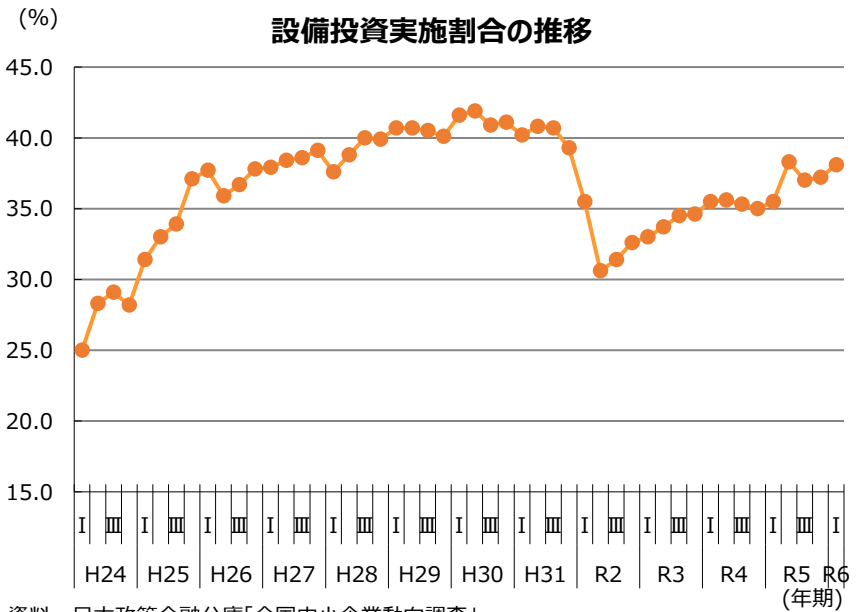
令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ）

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（②食品企業者関係）		
税目	所得税 法人税		
要望の内容	<p>&lt;制度の概要&gt;                  一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</p> <p>&lt;要望の内容&gt;                  適用期限を2年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	一百万円 （▲46,300百万円） （一百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的                  中小企業者等（食品企業者を含む。以下同じ。）は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性                  人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 新たな価値の創出による需要の開拓</p>
		政策の達成目標	<p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>
		政策目標の達成状況	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p> <p style="text-align: center;"><b>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</b></p> <p>資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。 (年期) キャッシュフローは経常利益×0.5+減価償却費で計算している。</p>





(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。  
 (注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用件数見込み)</p> <p>令和7年度 50,290件          令和8年度 50,190件</p> <p>※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファ</p>

		<p>イナンス・リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり(令和6年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連のその他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。</p>
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 令和2年度：49,060件 令和3年度：51,857件 令和4年度：50,593件</p> <p>【減収額】 令和2年度：463億円 令和3年度：501億円 令和4年度：463億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11 適用件数：(特別償却) 21,339件 (税額控除) 29,254件 適用額：(特別償却) 1,814億円 (税額控除) 189億円 ※令和4年度の適用状況</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。</p> <p>※公表ページ          総務省ホームページ          租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf</a></p> <p>同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。</p> <p>このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活性化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上          80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上          30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI          設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上）</p> <p>平成12年度 1年間の延長（平成13年5月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成14年度 2年間の延長（平成16年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長（平成18年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月末までの適用期間</p>

	の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)
平成 20 年度	2年間の延長(平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長)
平成 22 年度	2年間の延長(平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長)
平成 24 年度	2年間の延長(平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)
平成 26 年度	3年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長)、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充
平成 29 年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長)
令和元年度	2年間の延長(令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長)
令和 3 年度	2年間の延長(令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。
令和 5 年度	2年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間延長)、対象資産から、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。

（農林水産省農村振興局地域振興課）

項目名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税目	所得税、法人税										
要望の内容	<p><b>【要望】</b> 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が産業振興促進計画を作成し、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）について、適用期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p>										
	<p><b>【現行制度】</b> 1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超 5,000万円以下</td> <td>5,000万円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上		
資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上								
<p>2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合 <b>【関係条文】</b> ・ 半島振興法第9条の2、第16条 (所得税) ・ 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第2号 ・ 租税特別措置法施行令第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項及び第24項 ・ 租税特別措置法施行規則第5条の13第7項、第8項及び第9項 (法人税) ・ 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第2号 ・ 租税特別措置法施行令第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項及び第25項 ・ 租税特別措置法施行規則第20条の16第7項、第8項及び第9項</p>	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>( ▲200 百万円の内数)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>( － 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	( ▲200 百万円の内数)	(改正増減収額)	( － 百万円)				
平年度の減収見込額	－ 百万円										
(制度自体の減収額)	( ▲200 百万円の内数)										
(改正増減収額)	( － 百万円)										

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的  半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、居住や経済活動に制約があること等により人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る民間事業の投資促進を図り、地域経済の活性化や雇用の確保を行い、人口流出の抑制を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性  半島地域においては、地理的条件不利性により事業活動への制約があり、人口流出が生じ、同地域の活力が失われてきている。これらの課題に対応するには、民間事業者による投資促進を通じて事業の継続又は拡大を図ることで、雇用の場の確保や人口流出の抑制、地域経済の活性化が必要である。</p> <p>このためには、市町村が策定する産業振興促進計画に基づき、半島地域における就業者数の業種別割合において相対的に大きい割合を占める製造業、半島地域の恵まれた観光資源や農林水産物を有効に活用した旅館業・農林水産物等販売業は基幹産業である。また、三方を海に囲まれ山がちな半島地域においては、地域特有の条件不利性の克服のためにデジタル技術の活用が特に有用であり、ICTを活用した生活サービスの向上などの取組を推進してきたところ、情報サービス業等は、地域経済の活性化や雇用の確保の維持・拡大はもとより、半島地域課題解決に寄与することで人口流出抑制が期待される重要な産業である。こうした主要産業において事業継続・拡大を図ることが必要である。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○政策評価体系における位置付け  〔大目標〕  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  〔中目標〕  農村の振興  〔政策分野〕  地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○半島振興法（昭和60年法律第63号）  ・第13条の2（農林水産業の振興）  国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。  ・第16条（税制上の措置）  国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）  第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策  3. 農村の振興に関する施策  （1）地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>

			<p>① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進  (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。</p> <p>② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保  ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進  農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。  また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。</p> <p>オ 農村への農業関連産業の導入等  (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。</p> <p>③ 地域経済循環の拡大  イ 農畜産物や加工品の地域内消費  農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>(政策体系における政策目的に係る目標)【既設】  半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p> <p>(租税特別措置により達成しようとする目標)【新設】  測定指標 半島地域における事業所数(製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等)  目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>【既設分】  半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超)(毎年度)</p> <p>【新設分】  半島振興対策実施地域の事業所数の減少傾向を改善する。  本税制の対象地域における事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。  (平成28年～令和3年の本税制の対象地域における事業所の減少率から算出した令和8年の事業所数は2,469事業所である。事業所の減少を最小限度に阻止する観点から、今後5年間の増減率が直近5年間増減率を上回る目標値とする。)</p>

		政策目標の達成状況	【既設分】 令和5年の半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比は、1.02となっている。 ※コロナ禍による人口移動が著しく少ない期間含む
有効性		要望の措置の適用見込み	令和6年度73件 令和7年度70件 令和8年度65件 ※ 令和6年度分は関係道府県へ聞き取った結果をもとに算出したもの、令和7年度及び令和8年度分は令和6年度分の数値を基に算出した推計値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は半島にとっての基幹産業又は成長産業であり、半島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できよう措置されたものである。本特例措置により事業者の設備投資を促進し、地域内外からの投資が活発化することで、半島地域の事業所数の維持・拡大（新設目標）に対して効果がある。 例えば、総務省行政評価局による「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書」（令和6年3月）においては、本特例措置が事業者の設備投資の結果、生産性を向上させる効果がある可能性が報告されているほか、実際に事業者の事業継続や拡大に効果を発揮している事例が複数確認できる。 また、半島地域における事業所数の維持・拡大を大前提として雇用の維持・創出が実現し、ひいては社会減の抑制にもつながると考えられるため、既設目標の達成にも効果が見込まれる。具体的には、本特例措置を適用した設備投資を行った結果、新規雇用に至った事例が複数確認できる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・半島振興法第17条 ・半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
相当性		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 半島振興広域連携促進事業 78百万円 ② 都市・地域づくり推進調査費 8百万円 (令和7年度概算要求額)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	①半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興及び定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体による取組を一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。 ②半島地域の振興に必要な基礎的な知見の調査を行う。  上記①②のソフト施策に対し、本特例措置は、民間事業者による各種の事業の立ち上げに必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的・支援対象が異なることから、両者の間に代替性はない。 また、ソフト施策と本特例措置が一体的に運用されることで、例えば予算事業により半島地域の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待される。



		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>上記の予算上の措置が半島地域に係る一体的・広域的な取組を支援するものであるのに対し、本特例措置は民間事業者による設備投資を直接的に促進し、事業の継続又は拡大に資するものであることから、半島地域における事業所数を維持・拡大するという新設目標を達成するための施策としての妥当性は高いと考えられる。</p> <p>また、本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち主務大臣が認定した産業振興促進計画の実施地区における製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものに限定された措置であることから必要最小限度の措置である。</p> <p>また、半島地域では、事業活動が制約されることから、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、本特例措置により緩和されているとはいえ、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、半島地域の市町村が策定した産業振興促進計画に基づき、民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが求められ、本特例措置を存置する必要がある。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="564 804 1477 1081"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>195件 (185件)</td> <td>2,201百万円 (1,815百万円)</td> <td>511百万円 (421百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>151件 (172件)</td> <td>1,979百万円 (1,687百万円)</td> <td>459百万円 (391百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>88件 (163件)</td> <td>801百万円 (1,599百万円)</td> <td>186百万円 (371百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】 適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。 ※括弧内は前回要望時の見込値</p> <p>【令和5年度実績が前回要望時の見込値と乖離している理由】 前回要望時は過疎地域を含む見込値を算出していたが、令和5年度からは過疎地域を除くこととしたため。</p>		適用件数	適用額	減収額	令和3年度	195件 (185件)	2,201百万円 (1,815百万円)	511百万円 (421百万円)	令和4年度	151件 (172件)	1,979百万円 (1,687百万円)	459百万円 (391百万円)	令和5年度	88件 (163件)	801百万円 (1,599百万円)	186百万円 (371百万円)
		適用件数	適用額	減収額															
	令和3年度	195件 (185件)	2,201百万円 (1,815百万円)	511百万円 (421百万円)															
令和4年度	151件 (172件)	1,979百万円 (1,687百万円)	459百万円 (391百万円)																
令和5年度	88件 (163件)	801百万円 (1,599百万円)	186百万円 (371百万円)																
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>半島振興対策実施地域における産業振興機械等の割増償却</p> <p>① 租税特別措置法の条項 租税特別措置法第45条</p> <p>② 適用件数 令和2年度：73件 令和3年度：69件 令和4年度：58件</p> <p>③ 適用総額 令和2年度：688百万円 令和3年度：618百万円 令和4年度：390百万円</p>																	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は半島振興において重要としている業種における設備投資を促進し、地域内外からの投資が活発化し、事業の継続・拡大が図られ、半島における就業機会の維持・創出、ひいては社会減の抑制を図るために措置されたものである。具体的にも、本特例措置を活用して最新の製造設備を導入することで、地域内外からの新規雇用や数人規模～十数人規模の新規雇用を実現している事業所もある等、投資促進及び雇用創出の両面から有効であると考えられる。</p>																	

		これらを踏まえれば、当該特例措置が、半島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。
	前回要望時の達成目標	半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を1.00未満とする。（ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超）（毎年度）
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和4年度の政策目標（半島地域における社会増減率過去5ヶ年平均との比）に係る指標値については、0.84となっており、過去5ヶ年平均との比を1.00未満とするという政策目標を達成したようにも見えるものの、令和4年度の指標値の算出に当たっては、コロナ禍の影響を受けた数値が含まれている点を加味する必要がある。具体的には、コロナ禍においては、コロナ禍以前と比較して人口移動が著しく少ない期間であり、社会増減率の比を算出する根拠として適当ではなく、コロナ禍前の社会増減の傾向も考慮すべきと考えられる。この点、平成26年から令和元年までの社会増減率を使用して政策目標に係る指標値を計算すると、1.15（＝令和元年の社会増減率／平成26から30年までの社会増減率の5ヶ年平均）となることから、仮に、コロナ禍の影響がなく従前の社会増減の傾向が継続していたとすると政策目標の達成はできていなかったと考えられる。
これまでの要望経緯		<p>昭和61年度 創設 （機械等16/100 建物等8/100 1,700万円超）</p> <p>昭和63年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成2年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成4年度 適用期間の2年延長 （1,900万円超）</p> <p>平成6年度 適用期間の1年延長 （機械等14/100 建物等7/100 2,100万円超）</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 （2,300万円超）</p> <p>平成10年度 特別償却率引下げ （機械等14/100→13/100）</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長 （機械等12/100 建物等6/100）</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 （機械等12/100→11/100）</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 （2,500万円超）</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長 （機械等11/100→10/100） 旅館業の追加 （過疎地域に類する地区：建物等7/100）</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 （旅館業：建物等7/100→6/100 2,000万円超）</p> <p>平成21年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ （2,000万円超→500万円以上）</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年延長 （対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする）</p>

	令和5年度 適用期限の2年延長 (過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法に基づく過疎税制適用地区を除外)
--	---

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省農村振興局地域振興課）

項目名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長										
税目	所得税、法人税										
要望の内容	<p><b>【要望】</b>                  離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興法第4条第3項及び第4項の規定に基づき、都道府県が策定する離島振興計画に産業振興促進事項として定められた区域内の地区（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定められた区域を除く）における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあつては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあつては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和9年3月31日まで）延長する。</p> <p><b>【現行制度】</b>                  1. 製造業・旅館業                  (1) 対象                  ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等                  ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等                  (2) 取得価額の下限值                  一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">資本金の規模</td> <td style="width: 25%;">5,000万円以下</td> <td style="width: 25%;">5,000万円超1億円以下</td> <td style="width: 25%;">1億円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table> 2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が500万円以上である場合 <p><b>【関係条文】</b>                  ・離島振興法第4条、第19条                  (所得税) 租税特別措置法第12条第4項柱書及び表第3号                  租税特別措置法施行令第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第24項                  租税特別措置法施行規則第5条の13第8項及び第9項                  (法人税) 租税特別措置法第45条第3項柱書及び表第3号                  租税特別措置法施行令第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第25項                  租税特別措置法施行規則第20条の16第8項及び第9項</p>			資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
資本金の規模	5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超								
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上								
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	(	— 百万円 ▲200百万円 の内数 (— 百万円)								

<p style="text-align: center;">新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>離島においては、四方を海に囲まれていることにより、本土に比べて人の往来及び生活に必要な物資の輸送等に要する費用が多額になるなど、多くの社会的・自然的条件不利性を抱えており、島内の事業所数は全国平均よりも大幅な減少傾向が続いている。また、社会減による人口流出・人口減少も続いており、離島振興法の目的である無居住離島の増加及び人口の著しい減少の防止や定住の促進を図るためには、島内での事業活動の継続・拡大を図ることで、島内の雇用を維持し、人口減少を最小限度に防止することが必要である。</p> <p>特に、離島の特産物等、離島ならではの特性を生かした地域経済の活性化を底支えしている製造業及び農林水産物等販売業、また離島の交流人口の増加の重要な位置付けである旅館業は、離島の事業所数・従業者数のうち多くを占める基幹産業である。また、四方を海に囲まれた離島においては、デジタル技術の活用が特に有用であり、ICTなどの新技術の実装を図るスマートアイランドの取組を推進してきたところ、情報サービス業等は、雇用の維持・拡大はもとより、離島の地域課題解決に寄与することで、定住促進・人口減少の抑止が期待される重要な産業である。こうした主要産業において事業継続・拡大を図ることが必要である。</p> <p>現在、本税制の対象である全ての離島振興対策実施地域において、都道府県が定める離島振興計画に産業振興事項が規定されており、これまで、本税制特例措置を活用した民間投資も増加傾向で推移してきた。しかしながら、離島の人口推移及び就業者増減率等の指標は依然として厳しい状況を示している。この点、令和5年の離島振興法改正において離島振興計画に産業振興事項が追加されたことも踏まえ、産業振興を図るため、予算措置も通じて離島への企業誘致等に取り組んでいるが、近年特に事業所数の落ち込みが大きく、離島における雇用の場が失われている。離島にとって重要な島内での事業者の事業継続・事業拡大を図るため、地域内の事業者による投資を促進するとともに、地域外からの投資の呼び込みを促す必要があり、その効果的な手段である本特例措置が引き続き必要である。</p>	
<p style="text-align: center;">今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置</p>	<p style="text-align: center;">合 理 性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○政策評価体系における位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農村の振興 [政策分野] 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p> <p>○離島振興法（昭和28年法律第72号） ・第14条（農林水産業その他の産業の振興） 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。</p>

		<p>2 国及び地方公共団体は、離島における水産業の重要性に鑑み、離島振興対策実施地域の漁業者がその周辺の海域の漁場において、安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。</p> <p>・第19条（税制上の措置等） 租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策 （1）地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進 （略）中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保に向けて、必要な地域に対して、（略）生産・販売施設等と一体的な整備を推進する。 ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保を図るため、（略）多様な人材が農村の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。 また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進する。 オ 農村への農業関連産業の導入等 （略）農村への産業の立地・導入、多様な人材による農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等の地域密着型事業の支援等を実施する。 ③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、地域内で生産された農畜産物や、これを原材料として地域内で加工された食品等について、地域内の学校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>（政策体系における政策目的に係る目標） 離島振興対策実施地域の令和14年度末の人口を263千人以上とする。 （租税特別措置により達成しようとする目標）【新設】 測定指標 離島地域における事業所数 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>【既設分】 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 令和4年度：333千人 → 令和14年度：目標値263千人 平成25年度～令和4年度の離島振興対策実施地域の人口減少率に全国の人口減少傾向を加味して算出した令和14年度末の当該地域の人口推計値は263千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p>【新設分】 離島振興対策実施地域の事業所数の減少傾向を改善する。 本税制の対象地域における事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。 （平成28年～令和3年の本税制の対象地域における事業所の減少率から算出した令和8年度の事業所数は780事業所である。事業所の減少を最小限度に阻止する観点から、今後5年間の増減率が直近5年間増減率を上回る目標値とする。）</p>
	政策目標の達成状況	離島地域では、高齢化の進展と人口流出による人口減少が続いており、令和5年度の人口は325千人であった。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>地方公共団体が策定した産業の振興に関する計画に記載された設備投資の件数等から、以下のとおりの適用を見込んでいる。</p> <p>令和6年度 2件 令和7年度 2件 令和8年度 2件</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置により設備投資が促進されることで、事業者の事業継続又は事業拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p> <p>実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなった事例も見られ、また、設備投資の結果、島内の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、本税制は離島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 （減収補填措置：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・離島振興法第20条 ・離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>① 公共事業予算の一括計上 44,414百万円 ② 離島活性化交付金 1,208百万円 ③ 離島振興調査費 166百万円 （令和7年度概算要求額）</p>

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、自治体を実施する企業誘致活動等に関しては令和5年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体を実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。</p> <p>それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することを目的として実施するものであり、就業機会の確保を図ることから、事業者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。</p>																
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>離島は、四方を海等で囲まれ、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。</p> <p>離島振興対策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や離島活性化交付金等の非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。</p> <p>また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="563 1106 1493 1337"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年</td> <td>32件 (28件)</td> <td>57百万円 (94百万円)</td> <td>13百万円 (21百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>31件 (36件)</td> <td>47百万円 (67百万円)</td> <td>11百万円 (15百万円)</td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td>27件 (41件)</td> <td>38百万円 (79百万円)</td> <td>9百万円 (18百万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「適用件数」及び「適用額」は関係都道府県への調査での確認書をもとに算出。  ※「減収額」は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。  ※括弧内は前回要望時の見込値</p> <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> <p>&lt;令和4年度調査結果&gt;  ①租税特別措置法の条項第45条  ②適用件数  令和2年度：8件  令和3年度：7件  令和4年度：12件  ③適用総額  令和2年度：42百万円  令和3年度：43百万円  令和4年度：45百万円</p>		適用件数	適用額	減収額	令和3年	32件 (28件)	57百万円 (94百万円)	13百万円 (21百万円)	令和4年	31件 (36件)	47百万円 (67百万円)	11百万円 (15百万円)	令和5年	27件 (41件)	38百万円 (79百万円)	9百万円 (18百万円)
	適用件数	適用額	減収額																
令和3年	32件 (28件)	57百万円 (94百万円)	13百万円 (21百万円)																
令和4年	31件 (36件)	47百万円 (67百万円)	11百万円 (15百万円)																
令和5年	27件 (41件)	38百万円 (79百万円)	9百万円 (18百万円)																



<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、離島にとっての基幹産業又は成長産業であり、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるように措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域内外からの投資が活発化し、事業の継続・拡大が図られ、離島における就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。 実際に本税制の存在が企業の離島への進出や離島での事業拡大の後押しとなっており、また、設備投資の結果、島内の生産年齢人口の約2割に相当する雇用を生み出した事例も見られており、本税制が離島における就業機会の確保や人口減少傾向の改善に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>離島振興対策実施地域の令和7年度末の人口を 315 千人以上とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和5年度の人口は 325 千人であり、現時点では令和7年度の目標値を上回っているものの、令和3～5年度の人口減少率は過去 10 年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和7年度には目標値を下回る見込みであることから、目標達成に向けて引き続き支援が必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ) 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充) 平成27年度 適用期限の2年延長 平成29年度 適用期限の2年延長 令和元年度 適用期限の2年延長 令和3年度 適用期限の2年延長 (対象資産の取得価額が一定の金額以上であることとの要件における取得価額を法人税法等の規定による圧縮記帳の適用後の金額とする) 令和5年度 適用期限の2年延長 (「過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法」に基づく過疎税制適用地区を除外)</p>

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局金融調整課）

（林野庁林政部企画課）

（水産庁漁政部水産経営課）

項 目 名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税 目	印紙税		
要 望 の 内 容	<p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、依然として新型コロナウイルス感染症の影響からの回復途上にある事業者が存在することをふまえ、引き続き所要の措置を講ずる。</p>		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、株式会社日本政策金融公庫等が実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行うことで、農林漁業者の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の農林漁業者の状況にあわせて、資金需要に適切に対応していく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2－⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 5－⑳林業の持続的かつ健全な発展 6－㉓水産業の成長産業化の実現</p>
		政策の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、必要かつ十分な特別貸付けを行うことにより、当該農林漁業者の資金繰りを支援する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、特別貸付けの期限が延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	株式会社日本政策金融公庫等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者への資金繰りの支援に寄与している。
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>要望の措置の妥当性</p>	<p>令和6年度における予算現額は、下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業：3,795百万円</li> <li>・農業信用保証保険支援総合事業：157百万円</li> <li>・林業施設整備等利子助成事業：236百万円</li> <li>・林業信用保証事業：33百万円</li> <li>・漁業経営基盤強化金融支援事業：343百万円</li> <li>・漁業者保証円滑化対策事業：274百万円</li> </ul> <p>上記の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者に対して、実質無利子・無担保化等による資金繰り支援を行っている。</p> <p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症の被害者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別な貸付けに限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた農林漁業者の負担の軽減等を図る目的で、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で措置された。</p> <p>令和3年度税制改正において、当初、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長。</p> <p>その後、令和4年度税制改正、令和5年度税制改正及び令和6年度税制改正において、コロナ特別貸付けの取扱期間が都度、延長されたことに併せて、現在は令和7年3月末まで延長。</p>	